

砥 部 町 議 会
令 和 元 第 3 回 定 例 会
会 議 録

令和元年第3回砥部町議会定例会（第1日） 会議録

招 集 年 月 日	令和元年 9 月 5 日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和元年 9 月 5 日 午前 9 時 30 分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 柿本 正 2 番 佐々木公博 3 番 原田公夫 4 番 東 勝一 6 番 佐々木隆雄 7 番 森永茂男 8 番 松崎浩司 9 番 大平弘子 10 番 西岡利昌 11 番 政岡洋三郎 12 番 山口元之 13 番 井上洋一 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好			
欠 席 議 員	5 番 菊池伸二			
地 方 自 治 法 第 121 条第 1 項 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 佐川秀紀 副町長 上田文雄 教育長 武智省三 総務課長 相原清志 企画財政課長 大江章吾 地域振興課長 岡田洋志 戸籍税務課長補佐 古川雅志 保険健康課長 池田晃一 介護福祉課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 建設課長 門田 作 農林課長 大内 均 生活環境課長 田中克典 上下水道課長 伊達定真 会計管理者 門田 巧 広田支所長 高橋 桂 学校教育課長 門田敬三 社会教育課長 町田忠彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 前田正則 局長補佐 楠 耕一		
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 4 番 東 勝一 6 番 佐々木隆雄			
傍 聴 者	2 人			

令和元年第3回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

・散 会

令和元年第3回砥部町議会定例会

令和元年9月5日（木）

午前9時30分開会

○議長（中島博志） ただいまから、令和元年第3回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 令和元年第3回定例会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、ご出席を賜り、ご提案させていただいております案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。まず、8月末に九州北部を襲った記録的大雨によりまして、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。また、被災された皆様方にお見舞い申し上げますとともに、被災地の1日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。さて、世界最大のスポーツイベントであります東京オリンピックの開催まで1年を切りました。東京オリンピックの聖火台を砥部焼で作ろうとの一言で始まる、砥部町民ミュージカルシンパシーライジング砥部焼物語の公演から、2年が経ちました。砥部の魅力を日本全国へ、そして世界へ、とミュージカルの脚本を手掛けた砥部町出身の大森研一監督をはじめ、地域の方々の熱い思いが実り、今月中旬から、映画化されたシンパシーライジングの撮影が、全編砥部町ロケによって始まります。来年の春には、全国での上映が予定されております。砥部町・砥部焼の魅力を全国の皆様へお届けできる絶好の機会と大いに期待しているところでございます。また、明日は、大南に移転新築されました愛媛県産業技術研究所窯業技術センターの落成式が行われます。当センターは、砥部焼の振興に欠かすことのできない重要な基幹施設であり、当センターを町内に存続していただき、そして、早期整備にご尽力を賜りました愛媛県知事をはじめ関係各位にこの場をお借りしまして御礼を申し上げます。砥部焼の更なる振興はもとより、砥部町の発展の一助となるものと本当にありがたく感謝しております。さて、本定例会では、窯業技術センターの新築に伴い、県と町が協力して実施する、海外陶芸家招致事業の関係経費29万4千円、町道日の出広瀬線と県道久谷森松停車場線の交差部における改良請負工事費3,700万円の追加などを含む、一般会計補正予算案をはじめ、特別会計及び企業会計4件の補正予算案、専決処分の報告、麻生保育所の改築に伴う財産の取得案件、条例の一部改正など、各般にわたる施策について、ご提案させていただいております。いずれも、詳細にご説明申し上げますので、何とぞ慎重審議により、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（中島博志） これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして報告をいたします。5番、菊池伸二君から、今期定例会の欠席届が提出されております。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中島博志） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番東勝一君、6番佐々木隆雄君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（中島博志） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る8月30日開催の議会運営委員会において、本日から13日までの9日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から13日までの9日間に決定しました。

~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（中島博志） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に監査委員より、7月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に8月26日に砥部町議会議場において、砥部中学校の生徒19名によるこども議会を開催し、9名のこども議員が一般質問を行いました。次に、議員派遣の結果についてご報告します。7月25日にメルパルク松山で開催された愛媛県町村議会議長会創立70周年記念議員研修大会に欠席届のあった議員を除く15名の議員を派遣し、中央大学法科大学院教授、野村修也氏の講演を聴講しました。以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（中島博志） 日程第4、行政報告を行います。本件について、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 令和元年6月議会後からの行政報告を行います。お手元の行政報告1ページをご覧ください。企画財政課、6月10日から8月19日までの落札の状況でございます。入札件数54件、設計金額の総額10億8,122万4千円、落札総額9億821万7千円、落札率84.0%でございます。①建設工事が28件、②測量・建設コンサルタント6件、③委託業務11件、④物品購入9件でございます。内訳はご覧のとおりでございます。地域振興課、（1）7月19日から21日までの3日間、松山市の城山公園で開催された松山B E E Rフェスタ2019において、砥部焼のPRを行いました。会場では、砥部焼ビアカップの販売や、砥部焼の器に五色そうめんやアイスクリームをセットにして販売を行うとともに、砥部焼の風鈴を飾り付け、約9,000人の来場者に砥部焼の魅力を発信しました。（2）青少年国際交流事業を8月19日から8月29日までの11日間行いました。小学生7人と町職員1人の計8人が、

ポーランド共和国で、ホームステイをしながら現地の学校訪問などをはじめ、地域の方々と交流を深めました。子育て支援課、(1) 7月3日に旧麻生児童館解体撤去工事が完了し、お借りしていた土地を高尾田区へ返還しました。(2) 砥部こども園ブロック塀改修工事は、7月22日入札の結果、黒川建設株式会社と契約を締結しました。契約金額は1,210万3,740円でございます。2ページをご覧ください。履行期間、工事内容につきましては、ご覧のとおりでございます。建設課、主要工事の進捗率(1) 町単独事業、①町道高尾田麻生線道路改良工事、平成30年度繰越、8月28日完成いたしました。②町道千足大南北川毛線道路改良工事、平成30年度繰越、7月9日に完成いたしました。③町道仙波線道路改良工事と④町営住宅西団地外部補修工事につきましては、進捗率10%でございます。(2) 社会資本整備総合交付金事業防災・安全、①立花橋橋梁修繕工事と②川口橋橋梁修繕工事は、どちらも進捗率20%でございます。(3) 災害復旧事業、①町道宮内塩ヶ森線その他19件、道路災害復旧工事、平成30年度繰越、進捗率30%でございます。②総津里地畦畔他17件、災害復旧工事、平成30年度繰越、進捗率50%でございます。③林道神の森小猿線他1件、災害復旧工事、平成30年度繰越、進捗率10%でございます。生活環境課、(1) 主要工事の進捗率、篠谷簡易給水施設改良工事3工区でございますが、進捗率10%でございます。(2) 7月26日、生活排水対策事業の一環として、水辺教室を実施しました。生活排水対策リーダーなど31人が参加し、河川水質などに関する講話や、玉谷川の水質や生き物の調査を行い、環境保全について学びました。3ページをご覧ください。(3) 8月21日、愛媛県獣医師会と災害時の動物救護活動に関する連携協定を締結しました。この協定により、災害発生時に負傷したペットの応急処置や保護、情報収集などの協力をいただけることになりました。上下水道課、主要工事の進捗率、公共下水道事業関係、平成30年度からの繰越分面整備でございます。①高尾田区62工区、7月末完成でございます。③高尾田区57-2工区、5月末完成でございます。令和元年度現年分面整備、①から⑤までが高尾田区、⑥が拾町区でございますが、いずれも進捗率は5%でございます。水道事業関係、平成30年度からの繰越分、①総津浄水場改修工事その1でございますが、進捗率95%でございます。②総津浄水場改修工事その2、8月末完成でございます。③総津浄水場改修工事その3、8月末完成でございます。4ページをご覧ください。令和元年度工事、①公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事その32、高尾田、配水管布設替工、進捗率20%でございます。②公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事その34、高尾田、送水管布設替工でございますが、進捗率30%でございます。以上で行政報告を終わります。

○議長(中島博志) 以上で、行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 一般質問

○議長(中島博志) 日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等が

ございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言をお願いします。それでは、質問を許します。4番東勝一君。

○4番（東勝一） 4番東勝一でございます。私の方からは3点質問をさせていただいたと思います。まず初めに、河川の氾濫防止についてということでございます。近年は、地球温暖化の影響からか、異常気象となっております。特に線状降水帯の発生、突発的に発生するゲリラ豪雨など、防災・減災対策として雨水対策も急務といえます。昨年の豪雨の影響により、重信川水系の永立寺川において、一部堆積した土砂を除去しましたが、まだまだ、河川に多くの土砂が堆積しており、大雨となりますと河川が氾濫しかねない状況となっております。近隣には、民家も多数存在することから、早急に河川の改修を含め、土砂堆積を除去し、近隣の住民の方が安心して暮らせるよう対処が必要と考えますが、町長のお考えをお伺いします。次に、6次産業化についてでございます。6次産業化とはですね、第1次産業が、食品加工・流通販売にも業務展開する経営形態を表す造語であります。本町におきましては、平成28年度より6次産業化支援事業を実施しております。本町の6次産業は、第1次産業である農業経営の安定・地域の活性化を主たる目的とし、支援していると認識しております。ピクルス・ジェラートなどを加工商品として販売していますが、ニーズ調査を実施し、商品選定されているのか、また、現状と今後の展望について町長のお考えをお伺いします。3点目でございます。子育て支援についてでございます。昨年度、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しておりますが、これは令和2年度から令和6年度までの第2期砥部町子ども・子育て支援事業計画の資料とするべく調査を行ったと認識しております。アンケート調査結果を確認しますと、課題・要望が多数見受けられます。子育て世代のモデルタウンを目指している本町にとりまして、今後、このアンケート結果をどのように活用されるのか町長のお考えをお伺いします。以上3点、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 東議員のご質問にお答えします。はじめに、河川の氾濫防止についてのご質問ですが、永立寺川の堆積土砂の撤去や護岸の整備につきましては、昨年7月に永立寺区と山並区の区長からも要望があり、河川の管理者であります、愛媛県中予地方局河川砂防課に現地を確認をしていただきました。県によりますと、昨年の西日本豪雨により、被害の大きい箇所を優先して災害復旧工事にあたっており、永立寺川につきましては、被害が比較的小さいため、整備については予算の確保が出来るまでしばらくお待ちいただきたいとの回答でございました。1日も早く、地元住民の皆様が安心して暮らせるよう、これからも引き続き県へ強く要望してまいりますのでご理解をいただければと思います。次に、6次産業化についてのご質問ですが、本町では広田地域の名産品となる6次産品の開発を行うことにより、農家の所得向上と雇用の場の創出を目的として、この6次産業化を進めております。商品開発につきましては、広田地域づくり協議会と専門的知見を有する委託業者との連携により行っております。商品の選定にあたり、消費者のニーズ調査等は行っておりませんが、おかげさまでピクルス・ジェラートにつきましては、峡の館での販売も好調で、生産分はいつも完売をしております。今後の展望でございますが、1次産業の農産物の生産と3次産業

の販売は、地元で完結しておりますが、2次産業部分の加工につきましては、設備的問題と人材不足により、専門業者に依頼しておりますので、今後はすべての産業部門が町内で完結できるように取り組むとともに、広田地域の名産品を創り出すことで、更なる農家所得の向上と、雇用の場の創出を目指したいと考えております。最後に子育て支援についてのご質問ですが、東議員のご承知のとおり、昨年度実施したアンケート調査とヒアリング調査は第2期砥部町子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするためのものでございます。アンケート調査は、町内在住の小学生までの児童を持つ保護者を対象に実施し、回収率は78.4%でした。また、子育て支援に関わる6つのグループに対してヒアリング調査を実施しましたが、これらの調査において、多くの意見や要望が寄せられました。ヒアリング等でいただいた貴重なご意見は、これからの子育て支援サービスの充実を図れるよう、必要性や緊急性などを十分に精査し、第2期砥部町子ども・子育て支援事業計画の策定に活用したいと考えております。また上位計画である、砥部町総合計画や健康づくり計画などの関連する計画との整合と連携を図り、基本理念である子どもたちの笑顔をみんなが支える砥部町へを念頭に家庭・地域・学校・行政が協働して子育てに努め、子どもたちが健やかに成長できるまちを目指すべく、子育て支援施策を推進してまいりたいと考えております。以上で、東議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 東勝一君。

○4番（東勝一） はい、ありがとうございます。防災・減災といいますと、南海トラフ巨大地震を即座に連想します。南海トラフ巨大地震といいますと、浅い海溝でおきます、マグニチュード7.8以上の地震をいいます。マグニチュード8クラスが来ると想定されておりますけれども、マグニチュード6のですね、約8につきましては、1000倍のエネルギーがあるということです。非常に恐怖を感じるところでございます。町長、先ほどご挨拶の中で冒頭ございましたように、九州北部の皆様方、大変な大きい被害がございました。大変痛ましいことでもございます。これは、佐賀県を中心にですね、梅雨前線の停滞と。線状降水帯の停滞が長期に亘ったということで、大きな被害が出ております。中でも、油の流出等でですね、農産物もかなり被害を受けておる現状でもございます。そういった中で、雨水といいますのは非常に怖いものだというふうに思います。今現在、全国各地でですね、三重県でもレベル5の警戒情報が入ってございましたけれども、至る所でゲリラ雷雨・豪雨等が発生しております。非常に怖いというふうに私は認識しております。永立寺川につきましては、大友山麓それから砂防ダムのところからですね、河川が合流いたしまして、永立寺池を通りまして、そこから落ちていっておるということで、永立寺地区、それから宮内地区、それと山並地区を通して砥部川に流れておるという川でございまして、一級河川でもございます。そういった中でですね、昨年から先ほど言われましたように、県の方が南予の方に被害が甚大であるということで、順番にやっていくんだという話は聞いたんですけれども、先ほど言いましたように、一部堆積した土砂につきましては、撤去といいますか除去していただきました。ですけれども、今現在ですね、ディックの裏辺りまで見て頂いたら分かるんですけれども、草がですね国道を越えた段階で、国道がよく見えよります。非常に景観も悪いながら、



非常に危険だというふうに私自身は認識をしております。そういった中で、順番ということは非常にわかるんですけれども、早急な対応をお願いしたいと思っております。また、岩石等もですね、やはりかなりありますので、そのあたり早急な対応をですね、お願いしたいと思います。このあたりについて、ちょっとご意見をいただきたいと思いますよろしくお願いします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 東議員のご質問にお答えいたします。東議員ご指摘のように、今自然災害につきましては、自然災害が地球温暖化の影響が強暴化しておるというふうに感じておるものでございまして、今までの災害よりも本当に想像のつかないような災害が起こっておるというふうなところでございます。それに加えて、ハード面につきましては、かなり以前から政権の交代等もありまして、かなり予算が落ち込んだというふうなことで、ここに来て以前の予算に国の予算もだいぶ返りつつあるというふうに考えておりまして、自然災害が強暴化しておるのに伴います、ハード面の整備が遅れておるというふうなことは、日本全国そうではないかというふうに認識をしておるところでございます。永立寺区から宮内を通りまして、山並、砥部川に抜ける永立寺川につきましては、私も十分承知をしております、先ほども述べましたように、そういったところ、まあ、比較的河川が狭い上に人家が密集しておるというふうなことで、十分危険性を認識しておりますので、これからも県の方へ十分要望してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（中島博志） 東勝一君。

○4番（東勝一） はい。河川の中でですね、やっぱり聞いておりますとやはり河川の中で穴が開いておるとこは、いろいろあるようです。そういったことも踏まえてですね、ぜひともですね、安心して暮らせるようにしてあげていただければと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。それでは、2点目の質問に移らさせていただきます。6次産業化でございます。6次産業化といいますのは、先ほど言いましたように、1次産業、2次産業、それと3次産業、1掛ける2掛ける3ということで、6といった数字が出ております。造語であるということを認識しております。1次産業の方が加工・販売まで全部やっつの6次産業化ということでございまして、大変難しいかなという部分もあると思うんですけれども、本町にとりましてもですね、やはり1千万から上のやっぱり費用を投じてですね、この産業化の推進をしておるということでもございますので、そのあたりでちょっとお聞きしたいというところがございます。ピクルスとジェラートというのがメインで、商品化されておりますけれども、現在ですね、ちょっとお聞きしたいのが加工商品に伴います、農産物の原料、原材料ですね、これは安定的に確保されているのか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（中島博志） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの東議員さんのご質問にお答えします。農産物の商品の十分に賄えてるかということでございますけれども、現在の生産量に対しましては、農産物は十分確保できております。以上でございます。

○議長（中島博志） 東勝一君。

○4番（東勝一） はい、ありがとうございます。まあ、加工の原料が確保されておるということでありますと、いわゆるまあ、それから加工は他業者にお任せされとるということをお聞きしとんですけれども、販売がですね、やはり1番のメインになってくるんじゃないかと思います。ピクルスとジェラートにつきましてはですね、どうもピクルスは令和元年の5月までの製造ということですが、ジェラートにつきましては、30年8月から令和元年の5月までの製造ということです。ですから全部売れておるということですが、峡の館以外にですね、どこに販売されておるのかちょっとお聞きしたいんですがよろしいでしょうか。

○議長（中島博志） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの東議員さんのご質問にお答えします。ピクルスにつきましては、大まかにやっぱりあの、峡の館の販売、ジェラートについても峡の館の販売、ピクルスにつきましては、広田産の作っておりますピクルスにつきましては峡の館の販売と、松山市のあるスーパーでも販売をいたしました。そちらの方はもう、全部完売ということなので現在はもうありませんけども、松山市のスーパーでの販売も行いました。あとはですね、ピクルスの生産につきましては、内子の方にありますグッドモーニングファームという会社で行っておりますので、そちらの方で販売をしてもらっております。こちらのピクルスにつきましては、広田産の野菜を使ったピクルスを生産してもらって販売をしとるというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（中島博志） 東勝一君。

○4番（東勝一） ちょっとお聞きしたいんですけれども、これ東京のアンテナショップですね、それであの、トライアル販売等はされておるのか、ちょっとその点もちょっとお聞きしたいんですけれどもよろしいですか。

○議長（中島博志） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの東議員さんのご質問にお答えします。ゆくゆくはですね、東京での販売も考えておりますけども、先ほども町長が申しましたとおり、2次の部分の加工がまだ整っておりませんので、そこまで販売する数量が出来てないというのが現状でございます。今後はですね、2次、加工の方がですね、生産が整いまして、そこまで販売できるように持っていければ非常にいいかなと私の方では考えております。以上でございます。

○議長（中島博志） 東勝一君。

○4番（東勝一） 冒頭あの、加工原料は十分に確保されておるということですから、あとは加工してですね、やはり数量を確保しながら、今の売上等ではですね、やはり6次産業化で農業所得の向上までは至ってないと私は認識しておりますので、町長言われましたように、生産・加工・販売ですね、その加工の部分について、本町の中でまたやっていきたいというご意見をいただきましたので、ぜひともですね、安定的な、農家の方が安定収入取れますように、今後ともよろしく願いいたします。それでは3点目に移らさせていただきます。子育て支援についてでございます。令和2年から令和6年度までの第2期の砥部町子ども・子育て支援事業計画を、今現在作成中だということだと思っておりますけれども、これはですね、

中期ビジョンになると思うんですけども、令和6年度にですね、どのような姿になっているのか、ちょっとわかりにくいんですけども、そのビジョンの中でですね、先ほど町長言われましたように、優先順位をつけてこれから緊急性の要するものについては、やっていくということでございます。これあの、5年間の中期ビジョンでですね、単年度計画、単年度計画で今後これ、計画を立てられた時にですね、履行していかれるのかちょっとお聞きしたいんですがよろしいですか。

○議長（中島博志） 田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） 東議員さんのご質問にお答えをいたします。ただいま、策定しております、第2期砥部町子ども・子育て支援事業計画につきましては、今後5年間、来年度から5年間の見込みでございまして、第1期につきましてはすでに27年度から策定をいたしております、ちょうど今年が5年目を迎えるところでございます。今回この2期目を迎えるにあたりまして、アンケート調査、また、ニーズ調査を行いました。この中でまず何をするかということでございますが、その、需要の見込み調査をまず実施をこちらの方で策定をいたします。その後、その見込みに対するどういうふうにして、その需要に対する回答が出来るかということで、確保の方策を見つけ出すというようにしております。これにつきましては引き続き今後5年間立てますが、引き続き5年単位で、5年スパンでですね、策定をしていくべきものだというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中島博志） 東勝一君。

○4番（東勝一） まあこれは事業計画でございますので、やはり単年度計画で本来ならばやっていくと。それを見据えてですね、中期のビジョンを6年後、令和6年にはこういう姿になっているということをやはり見せるのが、事業計画だと思っておりますので、その他よろしくお願ひしとつたらと思います。あと10月の1日からですね、土曜日の午後保育を実施する予定というふうにされております。これは、幼児教育・保育の無償化に関わってくるんだろうと思いますけれども、保護者の方ですね、勤務実態等、調査確認されておるのかちょっとお聞きしたいんですがよろしいですか。

○議長（中島博志） 田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） ただいまの東議員さんのご質問にお答えをいたします。この、土曜日午後保育の実施につきましては、8月の中旬にですね、各保護者宛に通知をさせていただきました。当然、土曜日午後保育と申しますと、保護者の方がその土曜日、勤務実態が必要でございまして、それについては、事前にですね、登録というか申請をしていた上で、確認をした上で、その土曜日の午後保育の実施者にふさわしいかどうかを確認させていただいた上でですね、取り組ませていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中島博志） 東勝一君。

○4番（東勝一） はい、ありがとうございます。それとですね、要望の中で、課題要望ということでありましたですけども、中で病児病後児の保育事業のことについてちょっとお聞きしたいんですけども、昨年6月に一般質問の中でさせていただいたという記憶をして

おりますけれども、費用対効果の関係でなかなか難しいというご意見をいただいております。ですけれども、これだけの要望があったということにつきましては、やはり松山市、松前以外、本町にあっても非常にいいという方がおられると思うんですけれども、再度その中でですね、今後また中味の調査をされるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですがよろしいですか。

○議長（中島博志） 田邊子育て支援課長。

子育て支援課長（田邊敏之） 東議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。ご質問にありました、病児病後児保育につきましては、今現在松前町の向田小児科さん、あと松山市の4つの病院と広域利用をさせていただいております。ここ過去3年間の砥部町内の利用実績で申しますと100名ぐらい、昨年度は150名おったわけなんです、今現在150名という数字でもですね、年間を通しますと1日当たり0.4人弱でございます。そのあたりで申しますと、今必要量はですね、十分この砥部町にはないんですが、近隣市町で賄えておるという状況でございます。あと今後につきましては、砥部町内に病児病後児保育の施設を造るということにつきましては、今後議員さん方とも十分協議させていただきながらですね、検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（中島博志） 東勝一君。

○4番（東勝一） 先般のこども議会の中でも、こどもさん、まあ中学生の方が遊ぶところもあり無いよとかいった、いろいろなご意見があったと思うんですけれども、特に宮内地区校区のですね、児童館の関係でですね、設置されることを検討することがされるかどうか、ちょっとそのあたりちょっとお聞きしたいんですがよろしいですか。

○議長（中島博志） 田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） ただいまの東議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。今、児童館につきましては今年度から麻生児童館新規開設をいたしまして、麻生地区、砥部児童館、2地区に一つずつの施設がございます。確かに今、宮内地区には児童館はございませんが、宮内地区にあってよその地区に無いという施設も、文化会館とかですね、図書館とかいうところもございます。今現在、中央公民館を改修しておるわけなんです、中央公民館の改修後にですね、何か子どもたちに開放できる場所をですね、していただけるような依頼を教育委員会の方にはさせていただきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（中島博志） 東勝一君。

○4番（東勝一） ありがとうございます。子どもたちはですね、やはり町長もいつも言われておりますように、本町にとっても宝でございますので、何卒この事業計画をですね、実行性のある事業計画にさせていただいて、保護者の皆様方の生の声を反映していただけますように切にお願いを申し上げまして質問を終わらせていただきます。

○議長（中島博志） 東勝一君の質問を終わります。次に、6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 6番、佐々木隆雄でございます。今回は2点質問をいたします。まず第1点目は、補聴器購入に対する補助の拡大を、ということでございます。聴覚障がい者

への補聴器購入や修理に対する補助制度はありますが、具体的内容がどのようなものなんでしょうか。担当課のところでもらったパンフレットには、あまり詳しくは触れられておらず、問い合わせてくださいというふうなことだったんですけども、一度確認をしていただきたいということで質問いたします。それからまた、高齢化が進む中、難聴者は推定で1,400万人、これは2015年の日本補聴器工業会というところが調べたという数字だそうなんですけども、1,400万人。補聴器が必要とみられる対象人口は820万人。これは41デシベル以上の難聴者で、2018年度世界保健機構が算定した6.5%相当の人口にあたるというものらしいんですが、820万人にも上るとのことです。いまや、加齢性の難聴が隠れた社会問題となっており、補聴器購入に対する支援制度を導入する自治体が徐々に増えてきております。このような背景からですね、砥部町でも検討してはいかがでしょうか。町長の考えをお尋ねいたします。2点目は、総合福祉センターはらまちのオープン後の利用状況についてお尋ねをいたします。本年4月に、総合福祉センターはらまちがオープンしましたが、合わせて麻生児童館や老人憩いの家なども含めた利用状況、そしてまた、利用者や地域住民の声など、これらについての集約をされているのでしょうか。それからまた、この集約の中で出てきたことを含めてですね、今後更に利用しやすいような施設を目指して、検討すべき事項はないんだろうかというふうなことをお尋ねしております。以上、町長よろしくお願ひいたします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えします。初めに補聴器購入に対する補助拡大についてのご質問ですが、聴覚障がい者への補聴器購入や、修理に対する補助制度につきましては、愛媛県から身体障害者手帳の交付を受けております、身体障害者や身体障害児、そして難病患者を対象としております。給付の内容につきましては、費用の9割を公費で負担しており、残り1割を利用者に負担いただいております。なお、生活保護世帯や非課税世帯の方のご負担はございません。補助制度につきましても、他にも身体障害者手帳の交付を受けていない両耳の聴力レベルが30デシベル以上の児童を対象に、愛媛県が軽度、中等度の難聴児補聴器購入助成制度を設けております。給付の内容は、補助対象経費の3分の2となっております。なお、この補助制度につきましては、これまでに利用実績はございません。加齢性難聴による支援につきましては、今後町民の皆様からご相談や要望が寄せられるようになりましたら、国・県の動向や他市町の取り組み状況を見ながら適切な時期に検討してまいりたいと考えております。次に総合福祉センターはらまちのオープン後の利用状況についてのご質問ですが、オープンから5ヶ月あまりが経過いたしました。地域の皆様のご協力によりまして、概ね順調に運営ができております。施設の利用状況につきましては、4月から8月までの5ヶ月間で、老人憩いの家で延べ4,964人と昨年度の2.4倍の増加となっております。麻生児童館につきましても、12,074人と1日平均約100人と、連日来館者で賑わっております。また、7月7日には麻生地区老人クラブの協力のもと、七夕まつりが開催され、世代を超えた望ましい交流も図られています。さらに、老人憩いの家においては、移転前にはなかった仲良しクラブや、カラオケクラブが生まれるなど、新しい施設ならではの交流の輪が広がっております。また、麻生地区の交流の場として整備しました、2階のコ

コミュニティホールにつきましても、健康表現体操やフォークダンス、各種団体役員会、映画イベントなど多種多様に活用をさせていただいております。8月末までに、延べ2,400人あまりが利用をしております。利用者からは、こんな設備が整った良い施設を造ってもらい、感謝しているなどの声をいただいております。今後も運営する中で、広くご意見をいただきながら、改善すべきところは改善し、より皆様に愛される施設となりますよう努めてまいりたいと考えております。以上で佐々木隆雄議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） はい、まずあの、2点目の福祉センターはらまちの状況について、今町長の方から数字も含めて報告があり、また、多くの人から歓迎されたというふうなことを聞いて私も近所に住む者として非常に喜んでおります。一つあの、例えば自動販売機が少ないというようなことですね、少しそんな声を聞いたんですが、それについては何かこうお考えなんでしょうか。それからあと、パンフレットを事前に作成したと思うんですけども、パンフレットはどれぐらい作成されて、今活用がどれぐらいされておるのか、もしわかりましたらお願いできませんか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほども申し上げましたように、はらまちの福祉センターにつきましては、まだオープンして半年も経っていないというふうなことで、十分そういった施設については1年ぐらいじっくりこう、利用した中でですね、いろんな改善点については検討したいというふうなことで、この9月に一般質問が出るとは思いもしてなかったわけございまして、そういった自動販売機でありますとか、運営方法でありますか、十分検証してやっていくということで、まだまだ、まだそのもっとも問題も出るやらわからないし、いいことも悪いことも出ようと思しますので、そのあたりじっくり1年ぐらい見て、いろんな意味での検討をしたいというふうに思っています。

○議長（中島博志） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 佐々木議員さんからご質問のありました、パンフレットの作成枚数とか、周知の状況でございますが、枚数の詳しいデータは持っておりませんが、今後またそのパンフレット等、また広報紙、いろんなものを活用しまして、施設のPRには努めてまいりたいと考えております。

○議長（中島博志） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） あと1点だけすみません。オープンしてちょうど一週間ぐらい経った時に、私も児童館の方ちょっと見に行ったんですけども、たくさん来てたんですけども、ずっとこう受付名簿みたいなのがありまして、町外の中学生ぐらいの方も来られてたんですけども、特に町外利用についての規定とかいうのはありませんね。

○議長（中島博志） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） はらまちの施設のもので、規則の中で、砥部町に住所を有する者と規定をしております。町外の方の利用について、それ以上の記載はしておりません。

○議長（中島博志） 田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。児童館につきましても、特にそういう規定はございませんので、自由に使っていただいております。以上です。

○議長（中島博志） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 図書館なんかもですね、それぞれ地域を越えて利用が出来るようなことになっておりますし、今の課長の答弁にもありましたように、特にないということですから、幅広い人に利用もしていただいて、町長も今言われましたが、まだそんなに時間が経ってないんで、これからのいろんな利用状況の中で、また検討すべきことがあろうかと思えますので、いろいろまた声を集約をしていただきたいというふうに思います。じゃああの、1点目の方の補聴器の関係で少しお尋ねをしたいと思いますが、確かにあの、生徒・児童の場合には県の方の制度もあって、難聴であれば受けれる補助があるというふうなお話だったんですけども、今あの、決算の時期にきておりますが、28年、29年、30年度のそれぞれの決算の概要報告の中から、過去3年間のこの補聴器の購入や修理の実績も調べてみましたが、例えば30年度が購入が5件、修理が1件、29年度が購入が4件、修理2件、28年度が購入6件、修理1件というふうなことでございます。これはすべて、障害者手帳を持ってる方というふうなことでの数字であります。さて、難聴の原因だとかですね、それからそのことによる生活上の影響について、町長はどのようにご認識をされてますでしょうか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まあ、あの、加齢になりますと私らもそうですけれども、皆さん耳が遠くなるというふうなことで、これはまあ、共通した加齢に伴う人間としての一つの生理の現象であるというふうに思っております。先ほども述べさせていただきましたように、この難聴者についての制度につきましては、十分できておるというふうに思っておりますけれども、加齢による難聴ということに関しましては、私も含めてですけれども、いろんな意味で感じておることはありますけれども、担当のところに聞いてみますと、まだ住民の皆様方からそういったことの制度ないんかという問い合わせは無かったと。まあ無かったというのは、おそらく無いだろうということを認識しておるから、問い合わせが無いというふうに思っております。このことにつきましては、砥部町に限らず、いろんなところで我々これからそういったところには遭遇していくというふうに思っておりますので、こういった形でどういうふうに制度を作るのがいいか悪いか、また十分議論をして、そういった時代にも対応していかなければならない時代がくるんじゃないかというふうには認識をしております。

○議長（中島博志） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄君） 町長あの、今度その難聴によって生活上のね、こう、なんというんですかね、影響とかいうふうなのはどんなものが考えられるか。町長のあの、お考えでいいんですけども、難聴でこう、いろんな生活上のね。そうですか。はい、わかりました。じゃあ少しあの、神崎仁、国際医療福祉大学の教授という方が補聴器の必要な人、不要な人というふうなこう、本を出されてるんですが、その中にあの、原因はですね、もちろん加齢もそうなんですけども、動脈硬化による血液障害が原因とされると。さらにはストレスや睡眠

不足、騒音、運動不足などがありますよというふうなことがまあ原因だと。で、その、今そうなってくるとですね、家族や友人との会話が少なくなる、そして会合の出席や外出の機会が減ってくる、当然コミュニケーション障害が起こるというふうなことを指摘されております。で、さらにはまあ、認知機能低下などですね、正常の聴力の人よりは32から41パーセント悪化するというふうにみられます。というふうなことをその本では紹介しておりました。で、この、高齢者の引きこもりの要因に聴力低下があるというふうなことを国の方も言っているんですが、これ課長ご存知ですか。厚労省の介護予防マニュアルの改訂版というのが平成24年3月に出されておりますが、その中でですね、高齢者の引きこもりの原因の一つに聴力の低下があると。で、これに対する対策が必要なんだというふうなことを述べております。あと、価格の問題もあろうかと思うんですけども、非常にまあ、あの、高価なもんでですね、平均で大体15万円ぐらいいるんじゃないかというふうなことも言われてるようなんですけども、まあ国会の方でもですね、だんだんこの問題について議論が始まってるようでございます。私どもの日本共産党の大門実紀史という議員が参議院の財政金融委員会でこの問題を取り上げて質問致しましたら、麻生大臣もですね、やはりこれはちゃんと取り組まないかん問題ですねというふうな回答もいただいているようでございます。冒頭に言いましたようにですね、だんだんと自治体が増えつつあるというふうなことで、まあ今すぐということではないと思いますが、遅かれ早かれ直面してくるような問題なのだと思いますので、今から担当課含めてですね、徐々に研究も含めてしていただいて、やはりあの、引きこもりがないような砥部町にしていけるようなことになっていければいいというふうに思いますので、そういう準備をしておいていただけたらということで、今回の質問を終わります。

○議長（中島博志） 以上で、佐々木隆雄君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は午前10時45分の予定です。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（中島博志） 再開します。

一般質問を続けます。3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 3番原田公夫でございます。今回3点質問をさせていただきます。まず、第1点目、働き方改革に対する取り組みについてでございます。本年4月に働き方改革関連法が施行されました。関連法の最大の柱は時間外労働、残業の罰則付き上限規制で、本年4月から大企業は適用されており、来年4月からは中小企業にも適用されます。残業は原則、月45時間、年360時間までで、他にも、同一労働同一賃金、高度プロフェッショナル制度などが盛り込まれています。財務省は2018年まで4年続けて地方自治体の一般職員数が拡大し、1万人増加している点から、今後の人口減少ベースに合わせると2025年には約3万人減らせると



の試算をしています。人工知能A I の活用などで事務作業を効率化し、人員を絞るよう求めています。また、全国知事会の行政改革プロジェクトチームでは、A I など先進技術を使った行政のスマート化を推進するための支援を提言したところでもあります。本町の場合、行政機関の職員の働き方改革に対して、どのような取り組みをしているのか、町長にお伺いします。また、平成 29 年 12 月定例会で中学校教員の働き方改革について質問をしましたが、現状について教育長にお尋ねします。2 点目、保育施設の音響対策は、でございます。先日、保育園児の元気な声は、施設によっては室内の騒音レベルが高く、子どもの聴覚の発達や働く保育士の健康に悪影響を与えかねない旨の新聞報道がありました。その中で、日本建築学会は音環境に関する具体的なルール作りを進めています。基準は来年公表予定ということですが、本町の保育施設は音環境に対して大丈夫なのか、町長にお伺いします。3 点目、スマート農業の導入見通しは、についてでございます。農家の高齢化や担い手の減少が続く中、作業を効率化して所得向上や地域活性化を後押しする狙いで、農林水産省はスマート農業の実証実験をスタートしています。内容は、同省が機材の費用を補助して導入を支援するもので、本県では温州ミカン産地の八幡浜市などで実証実験を行うこととなっています。本町での自動運転の農機やロボットなど最新技術を活用したスマート農業の導入見通しについて、町長にお伺いします。以上 3 点よろしくお願いたします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えします。初めに、働き方改革に対する取り組みについてのご質問ですが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による、労働基準法の改正により、本年 4 月から国家公務員においても超過勤務命令の上限設定等が定められました。地方公務員においても、同様の措置を講ずるよう求められておりますので、本町におきましても国の措置に準拠し、時間外勤務命令を行うことができる上限を原則月 45 時間、年 360 時間とする改正を行っております。ただし、大規模な災害への対応等の公務の運営上、任命権者が必要と認める場合には、この上限を超えることができることとしております。上限を超えた場合には、時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うこととしております。また、全国知事会が提言しております行政のスマート化ですが、本県では県と市町の連携する新プランにおきまして、I C T を活用した効率的な行政事務、サービスの実現に向けてオール愛媛で情報の共有、連携を図っているところでございます。急速に進化しております、A I 等を含めた I C T 技術の効果的な導入、運用に向けてこれからも県、市町との連携、協働による取り組みを推進してまいりたいと考えております。次に保育施設の音響対策についてのご質問ですが、町立の保育施設はいずれも建築年度が古く、決して気密性が高い建物ではございません。そのため、原田議員がご指摘の室内残響よりも、気密性が高くないがゆえに、外部への音漏れの方に注意を払っていたというのが現実であり、保育室内の騒音に対して、特段の整備は行っておりません。なお、各園に確認したところ騒音による軽微な健康被害などの報告もございませんでした。日頃から音楽をかけたり、保育士が大きな声を出さないようにするなど、子どもを落ち着かせるための工夫や努力は心がけております。保育室内の音響環境につきましては、日本建築学会の国内基準の公表を受け、

何らかの措置が必要ということであれば、しかるべき対応をとってまいりたいと考えております。次に、スマート農業の導入見通しについてのご質問ですが、高齢化や担い手不足により、農業従事者が減少している状況下において、ロボットやドローン等の先端技術を活用した、スマート農業は大変重要な取り組みであると認識をしております。本町におけるスマート農業の現状につきましては、初期投資や維持管理費の問題など、導入には至っておりません。国による実証実験の結果や農業機械メーカーと農業者などの連携により、今後ますます全国的に導入が進むものと考えております。本町といたしましては、スマート農業の導入に向けて各種団体と連携しながら、農業従事者の支援を行ってまいりたいと考えておりますけれども、まだまだ本町におきましては、そういったところまでは至っていないのではないかというふうに考えております。最後に中学校教員の働き方改革の現状につきましては、教育長が答弁をさせていただきます。

○議長（中島博志） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 原田議員のご質問にお答えいたします。中学校教員の働き方改革の現状についてですが、常態化している長時間勤務を是正するため、前回平成 29 年 12 月のご質問以降、様々な取り組みを進めてまいっております。まず、平成 30 年 4 月からタイムカードを導入し、勤務時間を可視化するとともに、定時退勤日の設定などにより、時間外勤務の抑制を図り、効率的な業務推進への意識改革につなげております。次に、夏季休業期間中の学校閉庁の実施や、部活動における週 2 日の休養日を設けたほか、活動時間の制限を定めた運営方針の策定により、教職員の休暇取得を促進し、ストレスチェックの実施と合わせて心身の健康増進を図っております。また、今年度からスクール・サポート・スタッフを導入し、小テストの採点補助や、教材配布物の印刷準備などを支援することで、教職員の公務負担軽減に努めております。これらの取り組みに加え、学校単位でも行事の精選や各種会議の運営手法の見直しにも取り組んでおり、効率性に対する教職員の意識向上などに一定の成果が上がっております。しかしながら長時間勤務など大幅な解消に至っておらず、今後スクール・サポート・スタッフ、部活動外部指導者の充実などの人的支援とともに、公務支援システムの導入による業務改善に取り組み、教育の質を落とすことなく、更なる働き方改革を進めてまいりたいと考えております。以上で原田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 原田公夫君。

○3 番（原田公夫） まず、1 点目の働き方改革について町長の方から規律を厳守して特別な災害などの場合を除いて順守していくというようなことで、職員にとってはある程度見通しが明るいのではないかというふうに思っております。そういった中で、担当課の方で予算的には時間外勤務手当が数字では出てくるんですが、実際の時間外勤務時間の推移はどのように見られておりますか。

○議長（中島博志） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 原田議員さんのご質問にお答えをします。ちょっと今その、時間外勤務のその数字についてですね、の資料をちょっと持ち合わせてはいないんですが、前々年あたりからですね、特定の職員に時間外が多くならないようにするためとか、それ以外の

目的もありましてですね、タイムカードを見て実際のその時間外勤務のその手当てに関するだけではなく、タイムカードを見て誰がどのぐらい時間外といいますか、勤務時間を終わってからどのぐらい仕事をしているかというふうなことを調べております。で、あの、それにつきましては、特に時間外のその手当ての請求はしてこなくても、長くする職員がおるといった場合には、個別でまずはその所属の課長さんを通じて指導をしていただき、それでも是正されない場合は人事係の方から事情を聞いて、場合によっては人事異動とかそういったふうなところも考えるというふうな対応をしております。ちょっと個別でちょっと時間外の数字は持っていないんですが、まあそういったこともありまして、年単位の流れでいきますと、毎年時間外をする時間は減ってきております。以上でございます。

○議長（中島博志） 原田公夫君。

○3番（原田公夫） 年々時間外勤務が減ってきておるといふようなことで、職員も仕事のやり方を上手にやっているというふうなふうにも聞こえる気がいたします。傾向としては、仕事を効率化するためにＡＩの導入というふうなことで、先ほど町長の方からもありましたが、オール愛媛で対応していくというふうなことで、財政支援の充実強化とか、災害情報収集や児童虐待対応など、全国共通でＡＩ導入が見込まれる分野のプラットフォーム構築とか、共通する総務系、税財務系事務の基幹システム共同管理に必要な財政負担軽減、近隣市町村などと協力して維持管理体制を構築する必要があるとか、そういったことが言われておりますが、担当課としてその辺の取り組みについては、どの程度話が進んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（中島博志） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 原田議員さんのご質問にお答えをいたします。先ほど言われておりましたのは、県知事さんが国の方に提言されたような内容であろうかと思っております。今現在、このＩＣＴを活用しました効率的な行政事務やサービスの実現につきまして、県の行革分権課というところが中心になって、各市町から情報を収集とか情報提供して、また研修の開催とか、最近ではですね、市町と共同でＡＩを活用した実証実験というのを行うこととなっております。で、こういったことから去年、前年度ぐらいから、まあこういったことが進められておるわけでございますが、これがどんどんどんどんこれからは加速していくのであらうと考えております。砥部町におきましては、県内も松山市のような大きい市もあれば、町もあります。それぞれが抱える問題も異なりまして、例えば住民の方からの質問とか、問い合わせとかというのが、例えば松山市と砥部では件数も違いますし、そういったＩＣＴを入れた場合の効果というのも変わってまいります。そういったこともありまして、それを導入する時期につきましてはまだ具体的には砥部町をはじめ、他町でもまだはっきり決まっていないような状況ではございますが、まず簡単などころからもし着手するといたしましたら、まあ例えば会議録の作成とか、あとパソコン入力とかいった単純な作業、そういったのを自動処理をするようなそういった仕組み、それとあの、県が実証実験をしております、ＡＩのチャットボットという質疑応答のようなそういった技術、そういったところからの活用について調査や研究を始めていきたいと思っております。いずれにしても、県の方でいろいろ

と主導といいますか、取りまとめてやっていただいておりますので、その流れに沿った形で考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（中島博志） 原田公夫君。

○3番（原田公夫） 県と県の方向性等を緩和しながら順次進めていくというようなことで、先ほどチャットボットを使用してというようなことが出ておりましたが、県とこれ、先日また新聞に出ておりましたが、5市町、四国中央市、新居浜市、今治市、西予市、松野町が9月からということで、今月から人工知能を活用した、総合案内サービスの実証実験を実施するという事になっております。インターネット上で、会話形式で質問ができるプログラム、先ほどのチャットボットを使用して、観光や子育てといった住民からの質問に対応していくと、というような内容でございます。それ、期間は3ヶ月で成果や課題を考慮して、本格導入を検討するというようなことでございます。住民からの問い合わせ対応を自動化することによる業務の効率化や、24時間対応できることによる住民満足度の向上が狙いということで、県では16分野で計700から800問を対応できるような準備を進めているというようなことではございました。ぜひ、その効果がみられるようであれば導入を進めて対応していただきたいと思います。また、県では2017年からドローンの空撮で道路状況を確認するシステムを整備しておるというようなことで、最新技術を使って業務が推進できるというようなことではございます。そういったことで、働き方改革を前向きに進めていただくことをお願いしておきたいと思います。その次に、先ほどの教育長の教職員の負担軽減を進めるという現状の中で、タイムカードの導入とか、夏季休業学校閉庁時の休暇取得とか、ストレスチェックを利用するとか、スクール・サポート・スタッフの導入とか、いろいろ取り組みをされておるようではございます。そういった中で、日本の先生は忙しすぎるとかというような調査を経済協力開発機構、OECD、48か国でやっておるようではございますが、週56時間労働ということで、日本については前回よりも若干長くなっているんじゃないかというような懸念もされているところでございます。教員の働き方改革を促進するため、文部科学省が全国の公立中学校の部活動指導員を本年度より3千人増やし、計1万2千人とする方針を固めたというような報道がございました。その中で文部省は、教育委員会が外部の部活動指導員を確保する際、人件費の3分の1を補助するというような内容のようではございます。そういったことで、本町においてもそういった働き方改革を促進するため、外部の部活動指導員の導入についてどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（中島博志） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 原田議員さんのご質問にお答えいたします。教職員の働き方改革については、意識改革というところが、まあやはり1番重要なポイントじゃないかと思います。そういった中で大きな超過勤務の中に部活動指導があります。部活指導につきましても外部からの指導者を招いて軽減する形は考えられておるわけですが、なかなかあの、実際問題として、部活動顧問と外部指導者あるいは信頼関係がしっかり結ばれて、そこらあたりが子どもたちに良い影響、教育環境を与えられるところと、それから至上主義になって、また、勝てばいいんだとそういったところも懸念されるわけで、なかなかこう、教育問題と

しては難しいところがあります。国はやはりこう、悪く言えば単純に考えてやっぱり負担が無ければそれで、という意識が机上の上ではあるような私は感じ、これは私的な考え方でございますけども、やはり地域地域の一人一人の子どもたちの教育をするためには、やはりこう信頼関係、保護者との結びつき、そういったものが小・中学校時代の人間形成に1番大事なことだと思っております。そこを働き方改革の重要度を過剰に変えて教育との論議は少し難しい問題があるんじゃないかなと思っております。いずれにしても、砥部町内にも素晴らしい技術を持っている一般の方、町民の方、保護者がおるわけで、そういう方をできるだけこう、発掘して中学校子どもたちの教育のために取り組んでまいりたいという気持ちでおります。以上で原田議員さんのご質問にお答えしたと思います。

○議長（中島博志） 原田公夫君。

○3番（原田公夫） 学校の先生は忙しいということが定番になってきておると、そういったことで、最近の若い人の就職状況とか教員採用試験についても民間の景気がいいということで、民間の方に流れて学校の先生を受験するというのが、やはり忙しい、きついかいようなイメージが先行してしまって、なかなか人がいないというようなことが最近言われております。そういったことで、教育にもある程度支障が出てくるんじゃないかというような心配もされておるようでございますが、そういったことの起こらないように先生の仕事はいいものですよというようなことが定着するよう、また学校の方もいろいろ工夫されながらやっていただければと思います。次に、2点目の保育施設の音響対策についてご質問させていただきます。本町の場合は施設が古いということで、外部への音漏れとかということが懸念されると。またあの、健康被害についても報告が無いというようなことでございます。そういったことで、室内の音量の平均値というのは、80 から 90 デシベルとか言われております。それが地下鉄の車内や騒々しい工場に匹敵するうるささというようなことで、まあ元気な声ということでいいという考え方もございますが、そういった施設の音量の例えば調査みたいなことをする予定はございますか。

○議長（中島博志） 田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） ただいまの原田議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。本町の保育施設につきましては、現在保育所が3園、認定こども園が1園、それと幼稚園が2園ございまして、それぞれ運用させていただいております。その中の保育所3園と認定こども園1園につきましては、毎年愛媛県中予地方局の地域福祉課の方からですね、指導監査が入ってきております。その指導監査の内容につきましては、建物につきましては建物設備の状況、構造とか設備が基準に達していないかどうかとかいう項目がございしますが、今現在これにどれにも抵触はしておらないという状況でございます。あの、室内の音量測定でございますが、新しい麻生保育所を建てるときにですね、外部に漏れる音量を測定したことはございますが、内部のことにつきましてはちょっと今のところやっておらない状況でございます。町長の方からの答弁にございましたとおり、建築学会の指針が出た暁にはですね、その状況によって対応策を考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中島博志） 原田公夫君。

○3番（原田公夫） 都会の方ではその音対策ということで、天井や壁に吸音性の高いガラス繊維グラスウールなどを設置すると効果があるとか、というようなことは言われております。まあ古い施設で外部への音漏れの方が、というようなことでございますが、そういった対策も今後考えていけばよいのではないかというふうに思っております。保育室や遊戯室などに、必要な音響性能の推奨値について騒音レベルと短い方が言葉が聞き取りやすい残響時間で示すようなことが言われておりますが、外国の方では乳幼児の聴覚発達などの適した保育空間づくりが重要視されており、施設の音環境に関する企画や基準があるということでございますので、本町もそういった方向に対応していただきたいというふうに思います。先ほど課長の方から現在建設中の麻生保育所は外部に漏れる音量調査をしているというようなことでございますので、今後それを生かして施設の建設の推進にあたっていただければと思います。

2点目は以上で終わらせていただきます。3点目のスマート農業の導入見通しということで、町長の方からは各種団体と連携してやっていくというような問題として捉えておるが、現在のところはやっていないというような答弁でございました。スマート農業というのは、ロボット技術やICT、また人工知能等の先端技術を活用して省力や生産性の品質向上を可能にする新しい農業というようなことで、高齢化していく農家にとっては、それをいかに使いこなせるかが問題ではございますが、今後の重要な課題になってくるのではないかと考えております。そういったことで、担い手の減少や高齢化の進行で、労働力不足が深刻な問題・課題であるということで、現在農業就業人口が元は210万人、平成27年のときですが、平均年齢が66.4歳、それで65歳以上が6割を占めておったと。現在はこの担い手が10年で65万人減って今年2月時点で140万人、このうち4割が70歳以上というような状況のようでございます。こういったことで、今後農業の組織、経営の組織別の機関別の従事者の年齢が全体で65歳以上が増えてくるというようなことでございますので、なるべく早く国が推奨しておる、こういった農業が上手く機能して導入できるように前向きに取り組んでいただければと思います。30年度の調査の事例がございましたが、農業そのものではなく、その他の部門で愛媛県の実績は鳥獣害対策ということで、ICTを使った大型捕獲檻によるイノシシ捕獲の実証活動が西予市の方で行われております。つい最近の新聞では、今治の方でもそういったことが導入されてきておるというようなことでございましたが、そういったことも含めて農家の負担が軽減できるよう取り組んでいただきたいと思います。このスマート農業につきましては、やはりあの、導入コストがかかるというようなことがございます。そういったことで国の補助等ございますが、やり方によったら機械を買うのではなくリースをするとか、そういった方法でも経費が軽減できるというようなことも言われておりますので、またそういった導入費用の一部が補助される制度があるということなんで、そういったことにも自治体自体も前向きに検討していただきたいというふうに思います。やはり先ほどもちょっと言いましたが、どんなに優れた農業用ロボットを導入しても、それを作業者が操作できなければ活用できません。機器やサービスを活用することがハードルとなるように思いますが、そういった人材の育成についても取り組みを進めていただきたいと思います。また、農業に、都会の方ですが、銀行が農業への関心を強めて取引先のネットワークや資金力といった強みを生かせば儲

かる仕組みは、確率は十分に可能と判断して農業に参入しておるような時代もございます。そういったことで、今後いい方向になるように前向きな検討をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（中島博志） 原田公夫君の質問を終わります。次に16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 16番三谷喜好でございます。いつもこの質問に立つときに、これが最後になるんじゃないかといつも思いながら一般質問をさせていただいております。ご案内のように大変濃度の濃い質問をした後に、私のような質問をいたしますと、若干皆さんの耳を汚すことになっていきますので、簡潔に申し上げますが、今我が国を取り巻く状況の中でちょっとだけ気になったことを申し上げたいと思います。特にロシアにおいては、プーチン首相は日本との領土問題は存在しないといいました。ほんでその次に私たちは日本の総理大臣を泥棒と言うた国があります。しかも韓国です。韓国には5億ドルから援助しましたけれども、そういうことは一切関係ないのでございます。そして今、1番アメリカとの関係でございますが、大統領選挙済んだ後におそらく日米協定の見直しを要求されるのでしょうか。そういう非常に困難な中にありまして、一般質問をさせていただきますが、皆さんが聞き上手でございますので、私のいらんことをご理解をいただいたらと思うのでございます。1番に防災対応につきましてお尋ねをいたします。9月1日は防災の日で、関東大震災を教訓に防災意識を高めようという日だが、近年温暖化の影響で、ゲリラ豪雨などの集中豪雨が多発しております。台風や秋雨のシーズンに備えて水害等にいかに的確に住民に避難を促すか、防災対応について、町長にお尋ねをいたしたいと思います。まず、防災マップを各戸に配布していますが、防災意識の啓発について、どのようにお考えでしょうか。2点目、町内に居住する外国人79人には、どのように避難勧告を的確に伝えることができるのでしょうか。2点目、銚子ダム、金毘羅山公園の桜についてお尋ねをいたします。銚子ダム公園、金比羅山公園の桜の木が枯れておりますが、今後どのような対応を考えておるのか、町長にお尋ねをいたしたいと思います。以上2点簡潔に質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 三谷議員のご質問にお答えします。初めに防災対応についてのご質問ですが、まず、防災意識の啓発につきましては、三谷議員のご承知のとおり、昨年3月に防災マップを更新いたしました。また、防災対策をわかりやすく解説した冊子も作成し、平成30年5月号の広報紙と合わせて各世帯へ配布を行ったところです。また、昨年7月の西日本豪雨を機に、平成30年9月号の広報におきまして、防災に関する特集記事を掲載し、防災マップについて再度周知を行いました。さらに今年の広報7月号では、国が作成した避難勧告等に関するガイドラインが改定されたことに伴う、警戒レベルを用いた避難情報の運用を周知する際にも、防災マップを利用した平時からの取り組みについて掲載するなど、機会があるごとに啓発を行っておるところでございます。また、その他の取り組みといたしまして、防災マップを有効に活用しながら、自主防災組織と連携した、防災訓練の実施や防災担当職員による防災講和を開催するなど、今後もこのような機会を積極的に設けてまいりますとともに、定期的に防災マップや防災対策の冊子の更新を行い、実情に即した意識啓発に努めて

まいりたいと考えております。次に町内に居住する外国人に対する避難情報についてですが、まず8月末現在で町内に77名の外国人が居住しており、居住者のうち、技能又は技能実習資格者が50名と半数以上を占めております。一定の専門性技能を有する外国人材の受け入れ拡大を行う、新たな在留資格が創設されたことで、今後も外国人の増加が見込まれることから、国や外国人に対する様々な支援策の推進を行っております。防災関連に特化しますと、気象庁のホームページや緊急地震速報などの、緊急情報を発信するプッシュ型アプリにおいて、多言語化が取り組まれております。さらに県内の取り組みでは、県公式の無料スマートフォンアプリひめシェルターで防災情報や避難ルートを多言語で視覚的に表示するなどの配慮がなされております。町独自では、外国人向けの災害情報発信サービスは行っておりませんが、防災行政無線のデジタル化整備の中で、情報伝達手段の多様化を視野に入れた整備を行っており、多言語化による情報提供につきましても、検討をしてまいりたいというふうに考えております。次に銚子ダム公園と金毘羅山公園の桜についてのご質問ですが、銚子ダム公園に45本、金毘羅山公園に230本の桜を登録上で把握をしております。この桜は、昭和59年から60年にかけて、町民記念の森として町民の皆様からの寄付を受けて、植樹をしているものでございます。また平成2年には、宝くじ桜寄付事業により、財団法人日本桜の会から町内全体で1千本の寄付を受けております。植樹から30年以上が経過し、三谷議員ご指摘のとおり枯死したものが多数見受けられるようになりました。そのため、昨年2月に10本の桜の植え替えを行いました。今後も少しずつではございますが、枯死している桜の植え替えを行ってまいりたいというふうに考えております。以上で、三谷議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） あ、町長私も実はこの一般質問のね、あれを書いてからこれについて調べたんです。残念ながら、これだけのお金をかけて全戸に配ったのに持っとる人が少ないんです。私唖然としてね、この質問やめようかなと思うぐらいびっくりしました。これで力が抜けた正味のところ。また調査してみてください。かなりのお金かけてこれ、皆さんにお配りしたと思いますよ。無いんです。それじゃあ困るでしょ、せっかくしたのに。自助・公助・共助の中で、自助を1番大切にでしょ。自らが守るんだと。これが欠けとんです。これが無いっちゃうことが。唖然としました。それでお尋ねしたいんですが、まあこれ、外国人の問題とも関係してくるんですがね、防災のいわゆるニュースの中に勧告、避難勧告と避難指示という言葉が出てまいります。どう違うんですかね。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まずあの、冒頭の防災マップの関係は、まあ配布をしておりますので、持ってないというのはどっかに紛失したんだろうというふうに。まあ、あの、全国的には防災マップに示されるところの7割～8割で災害が起きておるという状態がでございます。このことについては、十分町から配布しておる防災マップを、住民の皆様方は確認をして、これを見ていただきたいというふうに思っております。自助・共助・公助の問題につきましても、以前はやはり自助・共助のことが言われなかった、言われなかったといえますか、自治



体としてはそういうことを言わずに公助の問題を住民の皆様方も思っておった、この最近になりまして、やはり自分の命を自分で守るという自助ということが1番大切だということを、自治体としても声高らかに言うようになりましたし、まあもちろん公的な気象庁辺りもそういう話もしておりますし、住民の皆様方もそういうことを認識されたというふうなことで、この自助・共助ということが、災害に1番大切であるということについては、ご認識のとおりでございます。避難指示と避難勧告につきましては、今5段階レベルで、若干指示と勧告という以前の私どもが指示しておった内容と5段階になってから変わっております。それで、まず最初は高齢者の避難準備情報とか、指示とかいうふうになっておりまして、1につきましてはもう、見守って下さいというふうなことでございますので、その指示と勧告ということについては、今の5段階の中では私はあまり答えないほうがいいんじゃないかというふうに思っておりますので、まあそれもし、総務課長の方から話がありましたら答弁させます。以上です。

○議長（中島博志） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。今、町長が申し上げましたことの補足になりますが、以前は3段階の避難情報でございまして、その時には、避難準備、高齢者等避難開始に始まりまして、次が避難勧告、その次が避難指示（緊急）というふうなことでございましたが、今はレベルが5段階にわかれております。それで先ほど申し上げました、避難勧告、避難指示（緊急）というのは、このレベルの中で第4段階で同一の段階のところに位置づけをされております。若干緊急性が違うということで、今の段階ではですね、同じところで位置づけをされているということで、市町が避難情報を発令する時には全員避難といったようなことを呼びかけるようになると考えております。避難情報の言い方といたしましても、避難勧告、避難指示（緊急）というどちらを使うかは、その時の判断に任せられるわけでございますが、その時の危険度、災害の発生度合いによって使い分けをさせていただいたらと思っております。以上でございます。

○議長（中島博志） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 要するに災害基本法による両方ともですね、対象地域の土地、建物の被害発生の恐れがある場合は、市町村長、つまりあなたがそれを出すんですね。ただしその中には、危険を切迫しておる場合でも、一定の拘束力があるけれど罰則はない。これが今の2つの言葉の違いでございまして、特に外国人が私が調査した中に、この言葉に1番反応されましたね。どう違うんかと。私もわからんからわからんといいました。で、今あのこれ2番目の問題になって外国人でですが、日本に来る前に日本語のある程度勉強して来ておいでます。ですから日本語はある程度話せるんです。けどやっぱりこういう複雑な文言については、かなり困惑されとることが事実でございまして、で、外国人に対する今後の対応につきましてはね、今さっき町長が言われた一つの方法でございまして、やっぱり末端でおる外国人も77人の方でも、税金を納めていただいておりますから、その全部の国の人という訳にはいきませんが、砥部の場合は中米ベトナム、中国人、韓国人、インド人この3か国語がございまして、どれにも全部やれ言うてもこれはできません。ですからある程度の予備知識

は持っていらっしゃいますので、言語全部でやるちゅう意味ではないので、そこらあたりも携帯電話でやる、我々もやってますよね。ああいうのでやるように一つ、今後は新らしいにデジタル化するんですから、日本に先立って、日本中でね、砥部町はこういう立派なもんをやってますよと、外国人にはこういうガイダンスしてますと、いうものを作っていたきたいし、それがまたできると思います。あの、田中君の例の件につきましても、私あるとこで講習に出ましたがね、砥部町という名前が出て彼の名前も出ましたよ。素晴らしいなと、私がおるけん言うたんかいうと講師に後で聞いたら、そうでなかったんです。だからその、町長、皆はね、スタッフはね、頭がいいんですからフルに使ってくださいよ、頭は。ほて、これをやったらね、日本中が見に来るぐらい、聞きに来るぐらいの効果あると思います。まあそこらあたり一つ要望しておきます。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まあ、あのおっしゃるようなことで皆、優秀な職員おりますけど、それがあの、今言うそれをやったから日本にとってどうこういうようなことは思っておりませんけれども、十分検討させていただきたいと思います。

○議長（中島博志） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 2番目の町内に居住する外国人77名いますが、愛媛県では1万1,500人いますね。で、松山市が3,800人、これは1万1,000は愛媛県で言うたら伊方町に匹敵するぐらいな人口ですね、外国人が。1番多いのは中国人です。ほれでベトナム人、フィリピン、韓国というようになってきますが、中国人が4千人からいらっしゃいます。まああの、我が砥部町においても、これ校区で申し上げますが、10740の校区には32名、そうして11510の校区には7名、11920の校区には7名となっておりますが、やっぱりあの、ここらあたりも雇用主とかあるいは、その、あれに、自助の点で検討するように、また機会があったら要望していただきたいと思います。それで、あの、もう一つ私もこれはお願いしてやりたいと思いましたが、例のこの防災マップを持っていないという方がいて哑然としましたんですがね、実はあの、避難する段階に応じてタイミングを示すフローチャートを付けたマップちゅうのを作ってほしいという要望をしよう思たんです。これ、実はもう10年前に京都市でもやってますんで、例えば雨がここで降りました、ここで降りました、統計します。河川に何分後にはどれぐらいの水が来ますというのが、フローチャートで示されるんです。まあ、それを要望しました。しようと思ったんですがこれを持っとらん人が多いので、ちょっと私も力が抜けました。これを作ったのは、群馬県の大学の先生しとる片田先生が、ゲリラ豪雨のような急展開する状況の中で、行政が個々に応じた十分な情報を提供することは難しいと指摘されました。そしてすでに浸水が始まっていたとこに、自宅から出ろという場合には待機していたほうが安全な場合もある。行政は住民が自分で判断を出来るよう、ツールを提供するとともに、自助を促す努力をしてほしい、こう訴えています。これはもちろん当然でございますので、今後もやはり外国人に対しては、彼らは税金を払っておりますので、わかりやすい方法で知らせてあげてほしいと思うのでございます。ご案内のように今から60年前、私がちょうど20歳の折でしたが、伊勢湾台風で5千人の方が亡くなりました。そして昨年度

においては、肱川の氾濫で5人の犠牲者が出ました。ほれで、砥部でも災害によって犠牲者が出た過去に例があります。どうか犠牲者が出ないことを切に願いながら、この問題につきましては、終わりますが、次に第2点、銚子ダムの中の桜でございますが、これは私が旧砥部町の折に一般質問でいわゆるこの桜を植えたかどうかと提案いたしました、賛同していただきまして、理事者の方と議員とが2回にわたってしたんです。3回目になった時に、ちょうど企画課長をしておりました、佐川収さんがこれは公職選挙法違反になるんだと、寄附行為になるからこれはできませんというので中止したんですがね、その時に3万円で永久に枯れた場合には植替えますというお約束をしとったんですが、どうぞまあそこらを言った本人がおります。あと、亡くなった鬼籍に入った方もいらっしゃいますけれど、どうかそこらの判断に至りましては、永久にこれが実現されますように申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中島博志） 三谷喜好君の質問を終わります。次に10番西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） 10番西岡でございます。2問質問をいたします。まず1問目、県道伊予川内線の渋滞解消の取組経過についてお尋ねをいたします。3年前に県道23号、伊予川内線、拾町及び高尾田交差点の朝・夕500メートルから1キロの渋滞解消について、伊予ICから、インターチェンジですね、川内のインターまでの高速道路料金を無料にすることはできないか質問をいたしました。その時に、町長は、無料化は困難であるが、早急に渋滞緩和対策を実施していくよう、引き続き関係機関へ強く要望していくと答弁されました。対策としては、バイパスを整備することも1つの方法だろうと思います。しかし、莫大な金額と長い年月を要します。人口減少も進む中で大変難しいとは思いますが、住民の安全、排気ガスによる健康リスクの低減を図るため、渋滞解消は、住民の負託を受けている者の責任と考えます。3年が経過いたしました、これまでの取組の経過、また、何か良い解決策があるのかどうか、町長のご所見をお伺いいたします。2問目、林業の活性化についてお尋ねをいたします。森林は、水源の涵養、土砂災害防止、温室ガスなどの吸収など、自然環境の維持にも大変役に立っておりますが、森林を守るには、木材の安定供給、木材価格が安定し、林業経営が成り立つことも大切なことだと思います。そこで、株式会社グリーンキーパーに地方創生推進交付金を活用してペレット工場を新設するなど、林業の活性化を図ることに対して、町長のお考えをお聞かせ下さい。以上です。終わります。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 西岡議員のご質問にお答えします。まず、県道伊予川内線の渋滞解消の取組経過についてのご質問ですが、ご承知のとおり、県道伊予川内線は、拾町交差点の立体化が完了しても、朝夕の渋滞は解消されていないのが現状であり、地元の皆様にはご不便をおかけをしております。伊予川内線の渋滞の要因は、県道の中でも突出した交通量であることに加え、高尾田交差点におきまして、東温市へ向かって麻生小学校方面への右折車線がないことが更に渋滞を悪化させており、高尾田交差点の早期改良を実施していただくよう、絶えず愛媛県へ強く要望を続けてまいりました。現在の状況を県に確認しましたところ、高尾田交差点改良の調査と設計が完了し、地元関係者との協議が進められておるようでございます。

ます。今後、関係者の了解が得られれば、本格的な事業実施の運びになっていくものと期待しているところでございます。次に、林業の活性化について、株式会社グリーンキーパーにペレット工場を併設してはどうかとのご質問ですが、本町で搬出される木材は、良質なものは製材用に搬出し、従来であれば山の中に残されたままとなる未利用材につきましては、資源の有効活用の観点から、松山市大可賀のバイオマス発電所に燃料として供給しております。そのため、ペレット工場を建設しましても、工場を稼働させるための木材を確保することが難しく、また、内子町に木質ペレット工場があることから、近隣の市町から、十分な木材を調達することも見込むことが出来ませんので、現時点で、本町にペレット工場を建設することは困難な状況であることをご理解いただけたらと思います。以上で、面岡議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） 今、答弁をいただきました。まず、伊予川内線の渋滞解消でございますが、まず右折れの線を作ることを一番重要視をしておるといように考え、あの、お聞きをいたしました、ただ、あそこは非常に大きい大型車、まあ四国で一番多いぐらいな交通量じゃないかなというふうに思います。そういうものが通りますのでですね、前にも申し上げましたように、やはり高速道路のそういう会社は無料などはこれはできないということはあるんですが、地方公共団体、愛媛県はですね、当然渋滞のための工事をしなくては行けない。そういうのに費用がいりますから、その費用と地方公共団体が運送業者に対してですね、補助金を出す。まあ無料にしてもいいんです。時間を区切って、渋滞、時間がありますね、2時間ぐらい、朝晩。その時にはもう伊予川内は県が補助金を出しましょう、補助金かあまりにも負担が大きかったら半額出しましょうとか、いろいろそういうことはやはり県として考えてもらわんとですね、そういう工事をするというようなことは非常に難しいんじゃないかと思うので、そこらあたり町長どうなんでしょう。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今の面岡議員さんの質問は、高速道路に通る通行料を、補助金を県が考えたら、伊予川内線が通行量が少なくなるんじゃないかという質問でございましょうか。はい、分かりました。そういうふうにご理解をさせていただいたんですが、これ私のところが答えられる問題ではございませんけれども、例えば砥部町もそういうふうなこと、おそらく運送業者の車が、高速道路を通らなくて伊予川内線を下りるといふようなことが渋滞の影響の一つであろうというふうに面岡議員さんは捉えておるといふふうに捉えておりますけれども、そういったこと、実際にそういうことが可能かどうかということを含めまして、十分県あたりとも協議をしながら今後の課題として検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中島博志） 面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） これはですね、どうしてもいつてやっていただきたい。かなり長い年月、これはもう悲願というか相当な時間が経過しておりますから。33号線にバイパスが出来ました。しかし伊予川内線の通行量はあまり減ってないと。そういう面で付近の人には大変

朝晩迷惑がかかる、緊急自動車とかいろいろ消防とか救急車ですね、そういうんでも、そういう渋滞の時にはなかなか思うように上は飛ばませんから、やっぱり同じ渋滞に巻き込まれますから行けない。それと今あの、たばこでも禁止ですよと言われとるように、排気ガスも前回の議会で質問されたと思うんですが、排気ガスの問題もあろうかと。もう渋滞しても、伊予鉄バスはエンジン止めるんですけどね、他の車は止めませんから、ずっと出っ放しで。そこを朝とか夕方の時間帯は、子どもが通ったり小学生も通るだろうし、中学生も自転車で、高校生もその渋滞のそこをちょっとくぐり抜けて行くということは排気ガスにもありますから良くない。とにかくそういうことも含めてですね、どうしても、それもその高速道路が併設して通ってないところで言ったって難しいんですが、あるんですから、規則も大事なんですが、今は非常に規制緩和、岩盤にでも穴を開けるよというようなことも言われておるような時代ですから、そんなに難しいことではない。本当に決断と、そういう手続きがすればできていく。そういうことはやはり、ちょっとこう、もう一押しという感じで町長どうでしょう。もう1回。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今、排気ガスの問題につきましては、前回佐々木議員さんがご質問して、それについては、その、汚染についてのあれはないというふうな答弁でございます。旧の33号線を今町道になっておりますけれども、麻生小学校から右折がなかったというふうなことで、あそこの渋滞がありまして、それを右折レーンを付けて、その解消は少しできておるのではないかと。先ほどの言うところで、本線からの右へ行くところの高尾田の交差点を県の方が設計も完了して、地主と今交渉しておるというふうな段階でございますので、そういったところがひとつの進展ではないかというふうに思っておりますし、その交差点改良ができれば緩和をされるのではないかというふうに思っております。それと、渋滞が発生しておることはご承知でございますけれども、本当にあそこの伊予川内線が運送会社の人がもう渋滞してどうもこうもならんというふうな状態であれば、その人たちも商売でございますので、通行を避けるのではないかというふうに思っておりますが、あそこをまだ通っておるというふうなことは、それなりの時間で通過ができておるのではないかというふうにも認識しておりますので、面岡議員さんが3年経って、もうどうもこうもならんというふうなような認識とは若干違う、私どもといたしましても、そういった一つ一つ努力をして、交差点改良でありますとか、前向いた事業が行われているふうに捉えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） どうもこうもならんというそういう状況ではないんですが、朝夕の時間帯によって混雑をする、そして排気ガスなど渋滞、いろいろな不便をかけている。こういうことをですね、そんなに難しいことはないと思うんですよ。それをあまり検討しますとか交渉する言うたら、その長い期間放置しておるということは、住民の皆さんと、その、やっぱり議員、政治家言うんですかね、そういう人の心が離れている、あまり信用できないなあ、それでちょっと大げさに言えば投票率の低下にもつながっている。やっぱり言ったこと

がすぐにこう表れてくるというような努力もやっぱりしていかななくては、その、検討とか前向きというのは大変言葉としてはいいんですけれども、実際にどういうことをしたんですかという、そういう経過とか過程も大事じゃないかなとそういうふうに思っております。そういうことですので、そういうことは機会があれば、どうしても町長に言っていただくようお願いをしていって、1日も早い実現をさすようお願いをいたします。続きまして、グリーンキーパーですね、これはあの、どこも間に合っているんだというようなことでありますが、やはりあの、何と言いますかね、大事なことです、林業経営はね。自然の保護とかその木材の経済性だけではない。それもやっぱりあの、グリーンキーパーもですね、毎年時々皮肉られるといわれることもあるんだろうと思うんですが、あの給料もそんなに上げれない、またボーナスの設けてない会社だからというようなことを言われたりもすると思うんです。それはねもうある一面正しいと思うんです。普通の企業じゃったら当然ですから。そういう観点においてもですね、グリーンキーパーもやはり何かそういうことをプッシュしてあげてですね、自分が自らその黒字が出る、そういう会社になればですね、働く人にも誇りが持てるんですよ。誇りが持てて、やる気も出る、それを応援してあげるとその補助金を毎年足しただけでその、運営していくということでは、ちょっと物足りないんじゃないかなと。まあいろいろ内子へも一緒に町長も行かれたと思うんですが、もろたんですけど、いろいろプラントにも種類があって、大分作る大きな規模とか小さい規模とかいろいろあると思うんです。そういうんでその、身の丈に合った、そういうところで出来るような木材の資源もあると思うんですよ。それとですね、やっぱりああいいう外でする仕事は、嵐が来るとか雨が降るときは外で仕事、なかなかできないでしょ。そういう時にやっぱりそういうものを取ってきとったものを作って、ペレットはもうちゃんとあるんですよ、10キロ用の袋。これは内子だけじゃない全国的にある程度の市町村でもやっと思えると思うんです。ガソリンと同じ燃料みたいなもんですよ。こういうことが段々発展していったらやっぱりしたところは売れますから。それとやっぱり三浦工業とかに行ってですね、農業にもそういうもんが使えるようなボイラーも考えたり、いろいろして需要が増えれば、地元の燃料というか油に頼らなくてもできることですから、これは大きな意味で非常にいいことだと思うんですよ。やけん、そこらあたりも考えていただいて、身の丈に合った、そしてまたそういう補助があるようなことがあれば前向きに考えていただきたいなと思うんですが、お願いいたします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） グリーンキーパーが今赤字で経営しておる。その一助としてそういったものというふうに捉えましたけれども、面岡議員さんがご質問されることもわからんことはないんですけど、あそこへ実際にそういったものを作って、これから砥部町が投資をして、どういうことが結果的に出るかはわかりませんが、ここでまあ林業の活性化についてはそういったことも含めて、十分議員の皆様方もご検討もいただこうし、我々とも十分議論をさせていかなければならないと思っておりますから、ここでこのペレットの工場の問題について云々という問題はあんまり議論、まあ林業の活性化について今後いろんな方面から検討をさせていただきたいというふうに思ってます。

○議長（中島博志） 面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） これは、ぜひ力を入れて真剣に捉えていただいてですね、そういうふうにあの、グリーンキーパーがそういう余暇というか、余ってできない時間を利用してそういう燃料を作っていくと。こういうことは私はいいことだと思います。それとやっぱり、炭酸ガスの吸収とか化石燃料が放出だけして、その地球環境にもよくないんだよというようなこともありますし、このいろいろな種類があると思うんですよ、これを見たらね。非常に小さいものをそんなに高い費用はかからないんじゃないかなというふうに自分では思っておるけど、もっとこのあたりを担当の課などが調べていただいてですね、もし出来るものなれば前向きにかなり積極的にやっていただいたらというふうに思います。以上で時間も参りましたのでこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中島博志） 面岡利昌君の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程はすべて終了しました。本日は、これで散会します。

午前 11 時 58 分 散会

## 令和元年第3回砥部町議会定例会（第2日） 会議録

|                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                          |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--|
| 招 集 年 月 日                                                                               | 令和元年 9 月 6 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                          |  |
| 招 集 場 所                                                                                 | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                          |  |
| 開 会                                                                                     | 令和元年 9 月 6 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                          |  |
| 出 席 議 員                                                                                 | 1 番 柿本 正                      2 番 佐々木公博                      3 番 原田公夫<br>4 番 東 勝一                      6 番 佐々木隆雄                      7 番 森永茂男<br>8 番 松崎浩司                      9 番 大平弘子                      10 番 面岡利昌<br>11 番 政岡洋三郎                      12 番 山口元之                      13 番 井上洋一<br>14 番 中島博志                      15 番 平岡文男                      16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                          |  |
| 欠 席 議 員                                                                                 | 5 番 菊池伸二                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                          |  |
| 地 方 自 治 法<br>第 121 条 第 1<br>項 の 規 定 に<br>よ り 説 明 の<br>た め 会 議 に<br>出 席 し た 者<br>の 職 氏 名 | 町 長                      佐川秀紀                      副町長                      上田文雄<br>教育長                      武智省三                      総務課長                      相原清志<br>企画財政課長                      大江章吾                      地域振興課長                      岡田洋志<br>戸籍税務課長補佐                      土居 透                      保険健康課長                      池田晃一<br>介護福祉課長                      松下寛志                      子育て支援課長                      田邊敏之<br>建設課長                      門田 作                      農林課長                      大内 均<br>生活環境課長                      田中克典                      上下水道課長                      伊達定真<br>会計管理者                      門田 巧                      広田支所長                      高橋 桂<br>学校教育課長                      門田敬三                      社会教育課長                      町田忠彦<br>代表監査委員                      影浦浩二 |                          |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 議会事務局長 前田正則<br>局長補佐 楠 耕一 |  |
| 傍 聴 者                                                                                   | 1 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                          |  |



令和元年第3回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- |       |         |                                                 |
|-------|---------|-------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 8 号 | 専決処分第3号の報告について（公用車の交通事故に係る和解について）               |
| 日程第 2 | 報告第 9 号 | 専決処分第4号の報告について（麻生小学校校舎空調設備整備工事（I期工事）の変更請負契約の締結） |
| 日程第 3 | 報告第10号  | 専決処分第5号の報告について（砥部小学校校舎空調設備整備工事（I期工事）の変更請負契約の締結） |
| 日程第 4 | 報告第11号  | 平成30年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について                   |
| 日程第 5 | 報告第12号  | 令和元年度（平成30年度事業）砥部町教育委員会点検評価について                 |
| 日程第 6 | 議案第39号  | 財産の取得について（麻生保育所の施設備品及び保育備品）                     |
| 日程第 7 | 議案第40号  | 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について                          |
| 日程第 8 | 議案第41号  | 砥部町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について              |
| 日程第 9 | 議案第42号  | 砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について                     |
| 日程第10 | 議案第43号  | 砥部町保育所条例の一部改正について                               |
| 日程第11 | 議案第44号  | 砥部町広田保育所条例の一部改正について                             |
| 日程第12 | 議案第45号  | 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について         |
| 日程第13 | 議案第46号  | 砥部町消防団条例の一部改正について                               |
| 日程第14 | 議案第47号  | 令和元年度砥部町一般会計補正予算（第3号）                           |
| 日程第15 | 議案第48号  | 令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）                   |
| 日程第16 | 議案第49号  | 令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）                     |
| 日程第17 | 議案第50号  | 令和元年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）                        |

- 日程第 18 議案第 51 号 令和元年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 認定第 1 号 平成 30 年度砥部町一般会計決算認定について
- 日程第 20 認定第 2 号 平成 30 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 日程第 21 認定第 3 号 平成 30 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 22 認定第 4 号 平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
- 日程第 23 認定第 5 号 平成 30 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について
- 日程第 24 認定第 6 号 平成 30 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について
- 日程第 25 認定第 7 号 平成 30 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第 26 認定第 8 号 平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について
- 日程第 27 認定第 9 号 平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第 28 認定第 10 号 平成 30 年度砥部町水道事業会計決算認定について
- 日程第 29 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 30 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

・散 会

令和元年第3回砥部町議会定例会

令和元年9月6日（金）

午前9時30分開議

○議長（中島博志） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 報告第8号 専決処分第3号の報告について（公用車の交通事故に係る和解について）

（報告、質疑）

○議長（中島博志） 日程第1、報告第8号、専決処分第3号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。門田建設課長。

○建設課長（門田作） 報告第8号をご覧ください。報告第8号、専決処分第3号の報告について説明させていただきます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和元年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。専決第3号をご覧ください。専決第3号、専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、次のとおり専決処分する。令和元年8月15日、砥部町長佐川秀紀。公用車の交通事故に係る和解についてでございます。1、相手方につきましては、表記のとおりでございます。2、事故の概要でございますが、令和元年6月6日午後2時20分頃、道路災害復旧工事の現場に向かうために、公用車で町道中野川高市線を直進していたところ、相手方の敷地から当該町道に後進してきたフォークリフトと接触し、公用車が破損したものでございます。損害額は、町が24万円で公用車の修理代でございます。相手方は修理を行わないため、0円でございます。3、和解の内容についてでございますが、令和元年8月5日、本件における過失割合を、全国自治協会と相手方で協議した結果、損害額24万円を町が3割、相手方7割の割合で負担することで合意したものでございます。なお、公用車及びフォークリフトの被害状況は専決第3号資料1ページのとおりでございます。事故発生状況及び事故発生箇所につきましては、それぞれ2ページ、3ページのとおりでございます。日頃から公用車を運転する際は、安全運転に心がけるよう指導しているところでございますが、今回の事故を受けて改めてですね、職員に対して安全運転の徹底を指導し、再発防止に努めてまいりますのでご理解いただけますようお願い申し上げます。以上で報告第8号の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号を終わります。

~~~~~

日程第2 報告第9号 専決処分第4号の報告について（麻生小学校校舎空調設備整備工事（Ⅰ期工事）の変更請負契約の締結）

日程第3 報告第10号 専決処分第5号の報告について（砥部小学校校舎空調設備整備工事（Ⅰ期工事）の変更請負契約の締結）

（報告、質疑）

○議長（中島博志） 日程第2、報告第9号、専決処分第4号の報告について及び日程第3、報告第10号、専決処分第5号の報告についての2件を一括議題とします。提出者の報告を求めます。門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 報告第9号及び報告第10号につきまして、一括して説明させていただきます。はじめに報告第9号をお手元をお願いします。専決処分第4号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和元年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、別紙の専決第4号、専決処分書をご覧ください。平成31年4月26日の第2回臨時会で議決をいただきました、麻生小学校校舎空調設備整備工事Ⅰ期工事の請負契約について、令和元年8月22日付けで変更契約を専決処分しました。受注者は株式会社戒田商事です。変更事項は、請負代金額の変更で、変更前の請負代金額5,134万1,040円に354万6,960円を増額し、5,488万8千円に変更したものです。なお、裏面に工事変更請負契約書の写しを添付しております。報告第9号資料をお願いします。下段をご覧ください。変更の理由のところでございますが、既設エアコンの修繕不能等により、職員室、音楽室及び通級指導教室へのエアコン整備を追加しました。また、電気料金の著しい増加を防止するため、最大需要電力を計測するデマンド監視装置を新設いたしました。さらに、施工段階において、電気埋設管のルート変更やドレン配管の仕様及び数量変更などが必要となったため変更したものです。なお、変更内容につきましては、一覧のとおりでございます。続きまして、報告第10号をお願いします。専決処分第5号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和元年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは別紙の専決第5号、専決処分書をご覧ください。令和元年6月14日の第2回定例会で議決をいただきました、砥部小学校校舎空調設備整備工事Ⅰ期工事の請負契約について、令和元年8月22日付けで変更契約を専決処分しました。受注者は、株式会社富士原冷機です。変更事項は、請負代金額の変更で、変更前の請負代金額4,771万6,560円に、207万440円を増額し、4,978万7千円に変更したものです。なお、裏面に工事変更請負契約書の写しを添付しています。報告第10号資料の下段をご覧ください。変更の理由ですが、既設エアコンが故障し修繕が出来ないメディアルームへのエアコン整備を追加しました。また、電気料金の著しい増加を防止するため、最大需要電力を計測するデマンド監視装置を新設しました。さらに、施工段階において、ドレン配管の仕様及び数量の変更などが必要となったため、変更したものです。なお、変更内容につきましては、一覧のとおりでございます。ま

た、宮内小学校と広田小学校の空調設備整備工事につきましても、デマンド監視装置の新設及びドレン配管の仕様や数量変更などに伴い、宮内小学校が 35 万 8,920 円の増額、広田小学校が、9,980 円の増額の変更請負契約を行っております。なお、全ての小学校でエアコンの設置は完了しており、現在は試運転を行っております。以上で報告第 9 号及び報告第 10 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
「質疑なし」

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 9 号及び報告第 10 号を終わります。

~~~~~

日程第 4 報告第 11 号 平成 30 年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について (報告、質疑)

○議長（中島博志） 日程第 4、報告第 11 号、平成 30 年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 平成 30 年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告をさせていただきます。報告第 11 号をお手元をお願いいたします。報告第 11 号、平成 30 年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に規定する健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項に規定する資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付けて報告する。令和元年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、まず 1、平成 30 年度砥部町健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては赤字はございません。実質公債費比率につきましては、昨年度より 0.2 ポイント上昇いたしまして、1.7%となりました。将来負担比率につきましても、4.1 ポイント上昇いたしまして、20.4%となっております。その下 2、平成 30 年度砥部町公営企業資金不足比率でございますが、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、水道事業会計のいずれの会計も資金不足はございません。別紙といたしまして、監査委員の審査意見書を添付しております。8 月 28 日に審査を受け、健全化判断比率、資金不足比率とも是正改善を要する事項について、特に指摘すべき事項は無いとの意見をいただいております。それでは、資料でご説明をさせていただきたいと思えます。報告第 11 号の資料、横の資料でございますが、こちらをお願いいたします。その 3 ページをお願いいたします。まず、上の表でございますが、これにつきましては平成 26 年度の決算から 30 年度決算までの 5 年間の指標の推移でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、備考に記載しておりますように、いずれも黒字となっておりますので、赤字はございません。実質公債費比率につきましては、26 年度の 3.8%から徐々に下がり、28 年度の 1.4%を最低に 29 年度から上昇に転じております。30 年度につきましては、1.7%となっております。この 1.7%につきましては、3 か年の平均で表しておりますので、単年度で見れば 0.6 ポイント減少をしておるといような状況でございます。実質公債費比率につきまし

ては、町が持つすべての会計と、関係する一部事務組合等まで含めまして、一般会計を負担する公債費等が標準財政規模、砥部町の場合は約 52 億円程度でございますが、に占める割合を示すものでございます。警戒ラインとなる 25%よりかなり低い数値となっております。次に 30 年度の将来負担比率でございますが、ご覧のとおり 20.4%となりまして、昨年度より 4.1 ポイント上昇をいたしました。将来負担比率につきましては、関連する一部事務組合第三セクターまで含めまして、地方債残高や地方債に充てる公営企業への繰入金、繰入額、一部事務組合への負担金など、将来負担すべき額が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。将来負担比率が上昇した要因でございますが、地方債残高の増加が主な要因となっております。20.4%とはなっておりますけれども、警戒ラインとする 350%よりかなり低い数値となっております。次に下の表、公営企業会計の資金不足比率でございますが、公共下水道事業会計は 3 億 7,016 万円の余剰金、農業集落排水特別会計につきましては 3 万 8 千円の余剰金、水道事業会計につきましては 3 億 8,900 万 1 千円の余剰金がございますので、資金不足はございません。それでこの資料の 1 番最後を、13 ページでございますけれども、こちらの方をちょっとご覧いただきたいと思います。これにつきましては、県下の状況を砥部町の位置をどのあたりなのかというものを示したクロス表でございますが、30 年度の数値につきましては、まだ、公表されておられませんので、29 年度の状況に砥部町がどのような位置にいるか、それがどう移動したかということを示したグラフでございます。ご覧のとおり、左の下ということでございますので、健全というふうに判断できるかと思います。以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
「質疑なし」

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。
以上で、報告第 11 号を終わります。

~~~~~

#### 日程第 5 報告第 12 号 令和元年度（平成 30 年度事業）砥部町教育委員会点検評価について （報告、質疑）

○議長（中島博志） 日程第 5、報告第 12 号、令和元年度平成 30 年度事業砥部町教育委員会点検評価についてを議題とします。提出者の報告を求めます。武智教育長。

○教育長（武智省三） 報告第 12 号、令和元年度平成 30 年度事業砥部町教育委員会点検評価について報告させていただきます。報告第 12 号、令和元年度平成 30 年度事業砥部町教育委員会点検評価について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、令和元年度平成 30 年度事業砥部町教育委員会点検評価報告書を別冊のとおり提出します。令和元年 9 月 6 日提出、砥部町教育委員会。それでは、砥部町教育委員会の点検評価について説明させていただきます。お手元に報告書をご用意していただけたらと思います。はじめに、今年度の点検評価につきましては、平成 30 年に総合計画及び教育大綱が改定され、基本計画の目標と主要施策が新たに定められたことに伴い、評価対象の事務事業を統合するなど、一

部見直しを行っております。また、報告書の書式も変更し、構成・体裁を見直しております。

P 1 ページ 2 ページに教育大綱点検評価の説明をしております。はい、それでは、報告書の 4 ページをご覧ください。この点検・評価は、法律に基づき教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況について毎年、点検・評価を行い、報告させていただいているものでございます。点検評価の実施により、効果的・効率的な教育行政の推進を図り、変化する社会経済情勢に適確に対応するとともに、職員の意識改革の向上を図っております。今回の点検評価は、30 年度の事務事業を対象とし、2 つの区分で記録しております。1 つは教育委員さんが直接関与している事業、あるいは活動している事業を教育委員会の活動状況として 6 ページから 11 ページに記載をしております。もう 1 つは、教育委員会が管理・執行している事務事業及び教育長に委任されている事務の管理執行状況でございます。これは 12 ページから 13 ページの一覧にありますように、42 項目について点検・評価をいたしました。それでは 5 ページをお願いいたします。対象となる事業の実施状況、成果、課題等をまとめ、その妥当性、有効性及び効率性を総合的に判断し、事業の評価及び次年度以降の方向性について、それぞれ 5 段階で自己評価しました。一昨年までは 4 段階評価にしておりましたが、30 年度から 5 段階評価で自己評価しております。それでは、30 年度の主な事務事業についてご報告申し上げます。まず、14 ページをお願いいたします。まず、学校教育では、子どもたち一人一人に豊かな心や確かな学力、健やかな体などの生きる力を育むとともに、家庭・地域との連携し、地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組みました。本ページの就学援助事業では、経済的な事由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学費用を援助し、児童生徒の就学機会を確保しました。30 年度から、新児童生徒学用品の入学前支給を開始し、さらに保護者の負担軽減を図りました。30 年度の準要保護の援助率は、小学校が 10%、中学校が 12% となっており、年々増加傾向にあるため、引き続き事業を推進してまいりたいと考えております。次に 18 ページをご覧ください。私立幼稚園就園奨励事業では、私立幼稚園に通う 17 名の園児の保護者に対し、入園料と授業料の一部について助成を行うことにより、経済的負担を軽減し、公立と私立間の授業料格差の是正と幼児教育の機会の均等を図りました。なお、本事業は幼児教育・保育の無償化に伴い、本年 9 月で廃止いたします。次に 23 ページをお開きください。キャリア教育推進事業では、砥部中学校が愛媛県から、えひめジョブチャレンジ U-15 事業のモデル校として指定を受け、地域の事業所のご協力により、2 年生が職場体験学習を行いました。実施期間は、2 日から 5 日に延長したことで密度の濃い体験となり、仕事の大切さを実感するとともに、地場産業への理解を深め、地元で働く魅力を感じることができました。次に 25 ページをお開きください。校務支援・業務改善事業では、30 年度より愛媛スクールネットへ参画したことにより、県下の教育情報が共有化され、教職員の校務環境が向上しました。また、タイムカードの導入や学校閉庁日の実施、部活動方針の策定により休養日の設定などにより、長時間勤務常態化にしている教職員の休暇取得を促すとともに、勤務時間に対する意識改革に努めてまいりました。次に教職員の業務の効率化と負担軽減については、統合型校務支援システムの導入や部活動外部指導者などの人的支援の必要性が求められていることから、今後の導入について研究してまいりたいと考えております。次

に 36 ページをお願いいたします。社会教育では、町民が生涯にわたり自己実現を図ることができるよう、生涯学習の環境整備を進めるとともに、主体的に選択できる学習の場や発表の場、交流の場を充実するなど、地域の教育力の一層の向上を図る多様な機会の提供に努めました。本ページの社会教育推進事業では、旧高市小学校を会場に町内外の小学生 44 人と愛媛大学の留学生が交流する国際交流サマーキャンプの新規事業を実施しました。南アフリカやドイツなどの留学生と、大自然の中で遊びや寝食を共にすることで、言葉や文化の違いを超えた広い視野を持った子どもたちの育成に取り組むことができました。次に 39 ページをお開きください。公民館設置管理では、本町の生涯学習の拠点施設である中央公民館が、建築後 40 年を経過し、老築化が進んでいるため 30 年度に耐震補強及び大規模改修工事に着手しました。当初計画より着工時期が遅れたものの、計画どおり令和元年度の完成を目指し、適切に工事の進捗を管理してまいります。次に 45 ページをお開きください。文化財の活用では、砥部の文化や歴史を学ぶため、3 回の歴史講座を開催しました。また、本町の文化の魅力を広く伝えるため学芸員を町内外に派遣し、7 回の出張講演を実施しました。次に 55 ページをお開きください。マレーシアバドミントンキャンプ招致事業では、東京オリンピックのマレーシア代表バドミントン候補選手ら事前合宿で来県した際に、砥部町で歓迎セレモニーを行い、町民との交流を深めました。スポーツを通じての交流により、スポーツへの関心を高めるとともに、観光、経済・文化の交流と振興につなげるため、今後もこのような交流イベントを継続してまいりたいと考えています。そのほか、個々の事業別評価の説明は省略させていただきますが、42 事業のうち目標とする成果をやや上回った A 評価の事業が 12 事業、概ね目標とする成果であった B 評価の事業が 29 事業、目標をやや下回った C 評価の事業が公民館設置管理の 1 事業で、全体を総括して事業の執行状況は概ね順調であったと考えております。また、次年度以降の方向性につきましては、事業の拡大充実を図るものが、校務支援・業務改善事業をはじめ 3 事業、現状維持が 32 事業、改善を要するものが 6 事業、施策上の必要性や住民ニーズが減少し、廃止が妥当なものが私立幼稚園就園奨励事業の 1 事業でした。このように事業を適正に遂行することができましたのも、議員様の、議員の皆様をはじめ、関係各位のご支援・ご指導と、町民の皆様のご理解・ご協力によるものでございます。深く感謝とお礼を申し上げます。なお、今回の点検・評価にあたりましては、元愛媛県中予教育事務所長の小田正志氏に外部評価をお願いしております。ご意見をいただいております。56 ページ以降に添付しております。今後も様々な教育環境や問題点、社会情勢や環境の変化などに対応しながら、事業の精選を含め、改善に取り組み、事業の充実に取り組んでまいりたいと考えております。この点検・評価につきましては、お気づきの点がございましたらご指摘・ご指導いただきたいと思います。以上で報告第 12 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。11 番政岡洋三郎君。

○11 番（政岡洋三郎） ただいまあの、教育長から説明があったんですけども、まあ、評価対象事業名とか評価方法が変わって、前年度と比較するのは非常に難しいと思うんですが、



その中でも、公民館施設管理の評価は2段階下がったと思うんですよね。その理由をちょっと説明していただきたいんです。

○議長（中島博志） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 政岡議員さんのご質問にお答えいたします。中央公民館の管理業務につきましては、今回C評価とさせていただきました。当初は、平成30年度におきましては年度途中ははじめのうちに、早いうちに工事が開始できる予定でございましたが、工事開始が平成31年の3月の開始ということになりましたので、その面を考えまして、勘案いたしまして今回評価をCとさせていただきました。以上で政岡議員さんのご質問の回答とさせていただきます。

○議長（中島博志） 他にご質疑ありませんか。ないようですので、質疑なしと認めます。以上で報告第12号を終わります。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催したいと思います。

午前10時4分 休憩

午前10時27分 再開

~~~~~

日程第6 議案第39号 財産の取得について（麻生保育所の施設備品及び保育備品）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 再開します。日程第6、議案第39号、財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） それでは、財産の取得についてご説明をさせていただきます。議案第39号をお手元にお願いをします。次の財産を取得するため、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。令和元年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。まず、提案理由でございますが、議案書の下段をご覧ください。麻生保育所の改築に伴いまして、施設備品等を買替えるため提案するものでございます。財産取得の内容でございますが、中段をご覧ください。1、財産の種類、備品。2、取得の方法、指名競争入札。3、取得する財産、麻生保育所施設備品及び保育備品でございます。購入する物品につきましては詳細は、議案第39号資料2の一覧表のとおりでございますが、162品目で667件の購入となります。なお、物品の納期限は令和元年12月27日までとしております。4、取得金額、1,273万2,500円でございます。5、取得の相手方、松山市高岡町455番地1、えひめ洋紙株式会社代表取締役山本恒久。なお、令和元年8月19日に指名競争入札を行いまして、8月20日に受注者と物品購入仮契約の締結をいたしております。入札結果と仮契約書につきましては、議案第39号資料1、表裏ページのとおり

でございます。以上で説明を終わります。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
「質疑なし」

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（中島博志） 起立多数です。ご着席ください。

よって議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 7 議案第 40 号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について

（説明、質疑、総務常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第 7、議案第 40 号、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。土居戸籍税務課長補佐。

○戸籍税務課長補佐（土居透） 議案第 40 号をご説明申し上げます。議案書と新旧対照表をご用意ください。議案第 40 号、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について。砥部町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、裏面 2 ページをご覧ください。住民基本台帳法施行令の一部改正により、氏の変更があった者が住民票に旧氏の記載を求めることが可能となったことから、所要の規定を改正するとともに、性別少数者等の人権に配慮し、男女の別欄の記載を削除するため、提案するものでございます。それでは改正箇所についてご説明いたします。議案第 40 号資料、新旧対照表の 1 ページ目をご覧ください。赤字のところでございますが、まず、第 2 条につきましては、文言の整理を行ったものでございます。次に第 5 条でございますが、第 2 項第 1 号及び第 2 号につきましては、登録できる印鑑の可能条件に旧氏を加えるものでございます。裏面 2 ページ目をご覧ください。同条第 3 項につきましては、記録されているという文言を、記載がされているという文言に改めたものでございます。次に第 6 条でございますが、第 1 項第 3 号につきましては、印鑑登録事項の氏名の条件に、住民票に旧氏の記載がされている場合は旧氏も登録する、という条件を加えるものでございます。同項第 5 号につきましては、男女の別を印鑑登録事項から削除するものでございます。同項改正後第 6 号につきましては、先ほどご説明いたしました第 5 条第 3 項のところと同様に文言を改めたものでございます。次に 2 枚目でございます、3 ページ目をご覧ください。同条第 2 項でございますが、文言の整理と用語の改正を行ったものでございます。用語の改正でございますが、現在コンピューターシステムによります、情報の記録方法につき

ましては、磁気ディスクを使用した方法でございますので、磁気テープから磁気ディスクという用語に改めたものでございます。次に第12条でございますが、第1項本文の改正につきましては文言の整理を行ったものと、先ほどご説明いたしました第6条第2項のところと同様に用語の改正を行ったものでございます。同項第1号につきましては、印鑑登録証明書の氏名の記載条件に、住民票に旧氏が記載されているものは旧氏も記載する、という条件を加えるものでございます。同項第3号につきましては、男女の別を印鑑登録証明書の記載事項から削除するものでございます。同項改正後第4号につきましては、先ほどご説明いたしました第5条第3項のところと同様に文言を改めたものでございます。最後に裏面の4ページ目をご覧ください。第15条第1項でございますが、氏を変更したことによる印鑑登録の抹消理由に、住民票に旧氏が記載されている者は、旧氏に変更があった場合も含むという条件を加えるものでございます。それでは議案書の方にお戻りください。裏面2ページ目をご覧ください。附則でございますが、この条例は令和元年11月5日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

「質疑なし」

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第40号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第40号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第41号 砥部町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について

（説明、質疑、総務常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第8、議案第41号、砥部町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第41号についてご説明を申し上げます。議案書をご覧ください。議案第41号、砥部町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について。砥部町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、裏面をご覧ください。提案理由、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項等を改正するため、提案するものでございます。今申し上げました、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律の公布でございますが、この法律は成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、不当に差別されないよう、

欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るためのものとございます。これに伴いまして、地方公務員法の一部が改正をされておりまして、その改正内容は、成年被後見人及び被保佐人は、職員となり又は競争試験もしくは選考を受ける事ができないとする規定を削除すること。それと、職員が成年被後見人及び被保佐人に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除することなどでございます。これに伴いまして、町の条例に規定する地方公務員法の引用条文にずれが生じたため、文言を整理し所要の改正を行うものでございます。なお、改正する条例は砥部町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例をはじめ、3つの条例でございます。それでは、議案第41号の資料1をご覧ください。資料1でございますが、砥部町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の新旧対照表でございます。第1条改正でございます。この中で、条例の中で第5条の第1項中、第16条第2号を第16条第1号に改めております。これは改正前の地方公務員法の第16条第1号が削られたことに伴う文言整理でございます。次に議案第41号資料2をご覧ください。資料の2でございますが、これは砥部町職員の給与に関する条例の新旧対照表第2条改正でございます。同条例の中で、地方公務員法第16条第1項に該当して、同法第28条第4項の規定により失職した職員、つまり成年被後見人及び被保佐人のことでございますが、これを示す文言を削るものでございます。該当する条文は、期末手当関係が1ページの第19条第1項、同条第4項、2ページの第19条の2第2号、そして勤勉手当関係が2ページの第19条の4第1項、同条第2項第1号。そして休職者の給与関係につきまして、3ページの第21条第5項でございます。次に議案第41号資料3をご覧ください。資料の3は砥部町職員の旅費に関する条例の新旧対照表第3条改正でございます。同条例の第3条第3項中、法第16条第2号又は第5号若しくは、を地方公務員法第16条第1号若しくは第4号又は、に改めます。第1号改正と同様改正前の地方公務員法の第16条第1号が削られたことに伴う文言整理でございます。それでは議案書に戻っていただきまして、2ページの方をご覧ください。議案書の裏でございますが、附則といたしまして、この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行するものとしたしております。以上で議案第41号の説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第41号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第41号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

## 日程第9 議案第42号 砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(説明・質疑・委員会付託)

○議長(中島博志) 日程第9、議案第42号、砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松下介護福祉課長。

○介護福祉課長(松下寛志) 議案第42号、砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。お手元に議案書と新旧対照表をご用意ください。砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。議案書の2ページをお願いいたします。提案理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正により、償還金の支給猶予等について必要な措置を講じるため、所要の規定の改正について提案するものでございます。内容についてご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。まず、現行の欄をご覧ください。目次の第5章、補則(第16条)を法に合わせまして、雑則(第16条―第17条)に改めております。次に第15条第3項でございますが、償還免除と一時償還、違約金及び償還金の支払猶予について、法と施行令の根拠規定を示しております。改正案をご覧ください。償還金の支払猶予の規定が、施行令から法で規定することになったことと、また、報告等の規定が追加されたことから、法と施行令の該当する条番号を改めております。次に第5章、雑則、支給審査委員会の設置でございますが、2ページをご覧ください。第16条を1条繰り下げまして、第16条に支給審査委員会の設置規定を設けております。委員会は災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するもので、委員には医師、弁護士、医療ソーシャルワーカー、その他町長が必要と認めるものとしております。議案書1ページにお戻りください。附則をご覧ください。施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行する。2ページをお願いいたします。第2項で砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改めまして、砥部町災害弔慰金等支給審査委員会委員の報酬を1万5千円としております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(中島博志) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(中島博志) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第42号は厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。

よって議案第42号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第43号 砥部町保育所条例の一部改正について

(説明・質疑・厚生文教常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第 10、議案第 43 号、砥部町保育所条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） それでは、砥部町保育所条例の一部改正についてご説明させていただきます。議案第 43 号をお手元をお願いをします。砥部町保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。まず、提案理由でございますが、議案書 1 ページの下段をご覧ください。10 月からの幼児教育・保育無償化の実施にあたりまして、町立保育所で実施をいたします、延長保育事業の保育料を改正するため、提案するものでございます。それでは、改正箇所をご説明いたします。議案第 43 号資料、砥部町保育所条例、新旧対照表をご覧ください。第 11 条第 1 項中、1 箇月につき 2,500 円を次のとおりに改め、同項に新たな延長保育料区分といたしまして、区分、保育料順に表中を読み上げますが、午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで 1 回当たり 150 円、午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで 1 時間当たり 150 円、午後 6 時 30 分から午後 7 時まで 1 回当たり 150 円、以上の表を加えるものでございます。条例改正の理由としましては、町立保育所の延長保育につきましては、これまでは旧制度を引き継いでおりまして、新制度における通常保育料に含まれない時間と、延長保育料を徴収する時間に乖離が生じていることから、10 月からの幼児教育・保育無償化を契機としまして、通常保育料に含まれない保育時間について延長保育料を徴収するよう変更し、保育認定時間と時間外の区分を明確にするための措置として、改正させていただくものでございます。議案書の方にお戻りください。附則といたしまして、この条例は令和元年 10 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 43 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第 43 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

## 日程第 11 議案第 44 号 砥部町広田保育所条例の一部改正について

（説明・質疑・厚生文教常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第 11、議案第 44 号、砥部町広田保育所条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） それでは、砥部町広田保育所条例の一部改正についてご説明させていただきます。議案第 44 号をお手元をお願いをします。砥部町広田保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。まず、

提案理由でございますが、議案書 2 ページの中段をご覧ください。砥部町立広田保育所を 10 月から幼児教育・保育無償化の実施に合わせ、平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度に移行するため、保育料及び延長保育事業などの所要の規定の改正について、提案するものでございます。それでは、改正箇所をご説明いたします。議案第 44 号資料、砥部町広田保育所条例、新旧対照表をご覧ください。1 ページの保育料をうたった第 4 条では、保育料の額は子ども・子育て支援法の基準により、算定した額とする旨を明記いたしました。次に新たな 8 条として、延長保育事業の規定を設けさせていただきました。詳細につきましては、砥部町広田保育所条例施行規則中に明記させていただくことにしております。最後に旧 8 条の別表以下 5 ページまでの備考までを削除いたしました。新制度に対応する徴収基準表につきましては、砥部町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める規則中に新たな規定を設けて、明記させていただくこととしております。砥部地区の保育所、幼稚園はすべて平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度による所管される施設として、すでに移行しておりました。ただし広田保育所につきましては、特定教育・保育施設や地域型保育施設として認可されることが本来必要な設備を完備してないことや、11 時間の標準保育時間が確保できないことがネックとなり、移行が困難であったため、新制度開始後も従来どおり運営を行ってまいりました。今回、新制度移行に必要な条件が緩和されたことに伴いまして、4 月の全員協議会でも、広田保育所の今後の方針についてご説明させていただきましたが、10 月から幼児教育・保育の無償化が開始されるに合わせまして、無償化対象施設すべく、新制度へ移行させるものでございます。議案書 2 ページの方にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。11 番 政岡洋三郎君。

○11 番（政岡洋三郎） 参考までにお聞きするんですが、この広田保育所の延長保育料ですが、この規則で別に定めるといふことにはなっとんですが、今回改正しております砥部町の保育料と同じ料金ですか、それとも違うんですか。

○議長（中島博志） 田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） 政岡議員の質問にお答えさせていただきます。ほぼ、同じと思っていただいて結構でございます。

○議長（中島博志） 他に質疑はありませんか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第 44 号は厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第 44 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 12 議案第 45 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

(説明・質疑・厚生文教常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第 12、議案第 45 号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） それではご説明させていただきます。議案第 45 号をお手元をお願いをします。砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。まず、提案理由でございますが、議案書の 2 ページの下段をご覧ください。本条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に則り制定をしており、当該基準が改正されたことに伴いまして、所要の規定を改正するため提案するものでございます。根拠法令は児童福祉法第 34 条の 16 第 2 項となります。この法律において、家庭的保育事業等の設備及び運営について実施する自治体において、条例で基準を定めなければならないとされております。条例を定めるにあたって、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に従い、定めるものとし、その他の事項につきましても、基準省令を参酌するものとされております。本町におきましては、家庭的保育事業等の対象施設は、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度施行以降から現在まで運用実績はございませんが、改正省令の公布に伴い、同基準を引用していた本条例を改正し、基準省令の運用に支障が生じないようにするものでございます。それでは、改正箇所をご説明いたします。議案第 45 号資料、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、新旧対照表をご覧ください。まず、1 ページから 2 ページ 3 行目までの、保育所等との連携をうたった第 7 条の改正では、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和を図るものでございます。町長が認めるときは、連携施設の確保は不要とする旨を記述しております。この場合において、家庭的保育事業者等は利用定員が 20 人以上である企業主導型保育事業に係る施設、又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、町長が適当と認めるものを、卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行うものとして、適切に確保しなければならないこととなっております。次に 2 ページ、食事の提供の特例をうたった第 17 条の改正では、文言の適正化、関連付けの変更措置でございます。第 24 条では、成年被後見人等に関する法律の改正に起因をいたします、児童福祉法の改正に伴う号ずれの解消を行います。また、38 条では、文言の削除による適正化を図るものでございます。3 ページ中段の連携施設に関する特例をうたった第 46 条の改正では、満 3 歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を連携施設の確保を不要とすることを記述したものでございます。3 ページ下段の食事の提供の経過措置の特例をうたった、附則 3 の改正では、省令附則第 2 条の経過措置が適応されている事業者のうち、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適応を猶予する経過措置期間を 10 年とするものでございます。また、4 ページの附則 4 の改正では、

省令附則第3条の経過措置の期限をさらに5年間延長して、10年とするものでございます。議案書2ページの方にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第45号は厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第45号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

### 日程第13 議案第46号 砥部町消防団条例の一部改正について

（説明・質疑・総務常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第13、議案第46号、砥部町消防団条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第46号につきましてご説明を申し上げます。議案書をご覧ください。議案第46号、砥部町消防団条例の一部改正について。砥部町消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、ページの下段をご覧ください。先ほどの議案第41号と同様になりますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴いまして、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格事項を改正するため、提案するものでございます。それでは、議案第46号資料をご覧ください。砥部町消防団条例の新旧対照表でございますが、同条例から成年被後見人及び被保佐人が消防団員となることができないとする規定を削除するため、などに係る文言整理を行っております。第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中、免職を懲戒免職に改め、同号を同条第2号とし、第7条第2項第1号中、及び第2号を削ります。それでは、議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行するものとしております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

「質疑なし」

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第46号は総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これに

ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 14 議案第 47 号 令和元年度砥部町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 15 議案第 48 号 令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 16 議案第 49 号 令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 17 議案第 50 号 令和元年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 18 議案第 51 号 令和元年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（説明・質疑・所管常任委員会付託）

○議長（中島博志） 日程第 14、議案第 47 号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第 3 号から日程第 18、議案第 51 号、令和元年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 1 号までの 5 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 補正予算につきましてご説明をさせていただきます。私からは、議案第 47 号の一般会計補正予算から議案第 50 号の浄化槽特別会計補正予算までご説明をさせていただきます。まず、一般会計補正予算書をお手元をお願いをいたします。その 1 ページをお開きください。議案第 47 号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第 3 号、令和元年度砥部町の一般会計補正予算第 3 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,998 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 89 億 6,457 万 9 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。第 2 条、債務負担行為補正。債務負担行為の追加及び変更は、第 2 表債務負担行為補正による。令和元年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。まず、歳出でございますが、3 ページをご覧くださいと思います。主なものにつきましてご説明をさせていただきます。全体を通じまして、人件費を 3,130 万円減額をしております。まず、1 款議会費でございますが、10 万 8 千円を追加いたしまして 1 億 762 万 2 千円といたしました。これにつきましては、人件費の補正でございます。2 款総務費でございますが、181 万 9 千円を追加いたしまして 10 億 110 万 3 千円といたしました。人件費を減額したほか、1 項総務管理費では原町の旧老人憩いの家の解体工事費 739 万 9 千円の追加、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化対策の導入に向けた環境整備を行うため、関係経費 185 万 8 千円の追加など。3 項戸籍住民基本台帳費では、人件費の減額でございます。3 款民生費でございますが、184 万 4 千円追加いたしまして、30 億 4,529 万 2 千円といたしました。人件費を減額したほか、1 項社会福祉費では、人件費補正に伴い、国民健康保険事業特別会計への操出金 543 万 7 千円の追加など。ここでは人件費の減額によりまして、差し引き減額補正となっております。2 項児童福祉費では、幼児教育・保育無償化に伴いまして、新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等の利用者への無償化へ

の対応といたしまして、子育てのための施設等利用給付費負担金 838 万 8 千円の追加などでございます。4 款衛生費でございますが、1,648 万 5 千円追加いたしまして、7 億 3,255 万 3 千円といたしました。人件費を追加したほか、1 項保健衛生費では、聖浄苑建物改築工事に伴いまして、伊予消防等事務組合への負担金 228 万 4 千円の追加など。2 項清掃費では、美化センターの修繕費 457 万 2 千円の追加などでございます。6 款農林水産業費でございますが、370 万 9 千円追加いたしまして、2 億 5,047 万円といたしました。人件費を追加したほか、1 項農業費で、堀江選果場の整備に対するえひめ中央農協への整備費負担金 333 万 5 千円の追加などでございます。7 款商工費でございますが、656 万 3 千円を減額いたしまして、2 億 5,404 万 4 千円といたしました。人件費を減額したほか、県窯業技術センター新築に伴い、県と共同して欧州の若手陶芸家と技術交流会等を通じて商品開発等を行うため、欧州若手陶芸家の本町での宿泊費 29 万 4 千円を追加いたしました。ここでは人件費の減額に伴いまして、減額補正となっております。8 款土木費でございますが、6,337 万 8 千円を追加いたしまして、5 億 9,722 万 7 千円といたしました。人件費を減額したほか、2 項道路橋りょう費で道路維持工事費 2,950 万円の追加、道路改良工事費で 3,700 万円の追加などでございます。10 款教育費でございますが、920 万 4 千円を追加いたしまして、14 億 9,969 万 3 千円といたしました。1 項教育総務費では人件費の増額補正、2 項小学校費では麻生小学校の大プール改修工事費 1,289 万 2 千円の追加、4 項の幼稚園費と社会教育費は、人件費の減額補正でございます。保健体育費につきましては、給食センターの臨時雇賃金 129 万 7 千円の追加でございます。これにつきましては、人件費の減額に伴いまして、412 万円の減額補正となっております。続きまして歳入でございますが、2 ページをお願いいたします。9 款地方特例交付金 2,200 万円、負担金 355 万 9 千円、国庫支出金 781 万円、県支出金 229 万 3 千円、繰越金 5,432 万 2 千円をそれぞれ追加いたしました。続きまして 4 ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。まず、債務負担行為の追加でございますが、指定管理期間が今年度で満了するため、砥部町農村工芸体験館指定管理委託料に対する債務負担で、期間が令和 2 年度から 6 年度まで、限度額が 522 万円。次の峡の館につきましても同じ期間で、限度額は 1,476 万円。次の交流ふるさと研修の館につきましても同じ期間で、限度額が 252 万円。次の砥部町高齢者福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画策定業務委託料に対する債務負担につきましては、これにつきましては高齢者福祉計画分でございますが、今年度と来年度の 2 年間で策定するために期間を令和 2 年度で、限度額を 291 万 7 千円。次の 2 件につきましては、指定管理期間が今年度で終了するために砥部町文化会館及び砥部町立図書館につきましても、期間が令和 2 年度から 6 年度までで、限度額は 3 億 4,885 万円。次の砥部町陶街道ゆとり公園及び田ノ浦町民広場につきましても同じ期間で、限度額は 1,180 万 5 千円の債務負担行為を設定いたします。5 ページでございますが、債務負担行為の変更でございます。小・中学校のパソコン及びソフトウェア借り上げ料に対する債務負担でございます。入札が不調になり、リースの開始期間が延期となったことによりまして、次年度以降の債務負担行為限度額を増額する必要が生じました。そのために変更するものでございます。期間は令和 2 年度から 6 年度までで、小・中学校とも変更はございません。小学校に関しましては、限度額 7,642 万円を 8,523 万 8 千円に変更し、中学校に関しましては、

限度額 2,385 万 3 千円を 2,660 万 6 千円に変更するものでございます。一般会計につきましては、以上でございます。続きまして、国民健康保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書の 1 ページをお願いをいたします。議案第 48 号、令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号、会計年度の名称は、当年度全体を通じて令和元年度とし、平成 31 年度予算は令和元年度予算とする。令和元年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正、事業勘定は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 999 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 7,151 万 5 千円とする。直営診療施設勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 543 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,507 万 3 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。令和元年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは 3 ページをご覧くださいと思います。事業勘定の歳出でございますが、3 款国民健康保険事業費納付金につきましては、退職被保険者と医療給付費納付金の確定によりまして、1 項医療給付費分を 20 万円、2 項後期高齢者支援金等分を 7 万 7 千円追加をいたしました。7 款諸支出金で償還金及び還付加算金につきましては、保険給付費等交付金の精算に伴う超過交付分の返還金 971 万 3 千円でございます。2 ページをお願いをいたします。歳入でございますが、繰越金 99 万 5 千円、雑入といたしまして国保連合会からの保険給付費と保険給付費返還金 899 万 5 千円を追加するものでございます。5 ページをお願いをいたします。直営診療施設勘定でございますが、1 款総務費、1 項施設管理費で人件費を 543 万 7 千円追加をいたしました。4 ページをご覧くださいと思いますが、歳入でございます。一般会計から繰入金 543 万 7 千円を追加をいたしました。国民健康保険事業特別会計につきましては以上でございます。続きまして、介護保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いをいたします。議案第 49 号、令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号、会計年度の名称は、当年度全体を通じて令和元年度とし、平成 31 年度予算は、令和元年度予算とする。令和元年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正、保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,077 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 6,517 万 4 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。第 2 条、債務負担行為補正、債務負担行為の追加は、第 2 表債務負担行為補正による。令和元年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは 3 ページをお願いをいたします。保険事業勘定の歳出でございますが、5 款基金積立金で、介護保険事業運営基金への積立金を 8,798 万 7 千円追加をいたしました。7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金で、精算に伴いまして、国庫負担金等を返還するため 3,278 万 8 千円を追加をいたしました。2 ページをお願いをいたします。歳入でございますが、4 款支払基金交付金を 51 万 4 千円、8 款繰越金 1 億 2,026 万 1 千円を追加をいたしました。4 ページをお願いをいたします。債務負担行為でございます。砥部町高齢者福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画策定業務委託料に対する債務負担で、第 8 期介護保険事業計画

分といたしまして、今年度と来年度の2年間で策定するため、期間を令和2年度で、限度額を291万7千円として設定をいたします。介護保険事業特別会計につきましては、以上でございます。続きまして、浄化槽特別会計につきましてご説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第50号、令和元年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第1号、会計年度の名称は、当年度全体を通じて令和元年度とし、平成31年度予算は令和元年度予算とする。令和元年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ909万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,241万5千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。令和元年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは3ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款浄化槽点検管理費で人件費を909万8千円減額をいたしました。2ページでございますが、歳入でございます。1款事業収入を909万8千円減額をいたしました。浄化槽特別会計につきましては、以上でございます。以上で一般会計補正予算から浄化槽特別会計補正予算までの説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島博志） 伊達上下水道課長。

○上下水道課長（伊達定真） それではお手元に公共下水道事業会計補正予算第1号をお願いいたします。予算書の1ページをお開きください。議案第51号、令和元年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号についてご説明を申し上げます。第1条、会計年度の名称は、当年度全体を通じて令和元年度とし、平成31年度予算は、令和元年度予算とする。令和元年度砥部町公共下水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。内容でございますが、まず収入でございます。1款1項営業収益におきまして、職員の児童手当増額に伴う、一般会計負担金12万円を増額し、8,982万6千円に、2項営業外収益におきまして、一般会計補助金を600万円増額し2億3,085万4千円とし、収入合計を612万円増額し、3億2,073万円とするものでございます。続いて支出ですけれども、1款1項営業費用を720万2千円増額し、2億9,738万6千円とし、支出合計を3億132万7千円とするものでございます。費用増額の要因といたしましては、処理場費におけます浄化センターの汚泥処分におきまして、たい肥化での処分が困難になったことから、焼却に変更したことにより612万8千円を増額し、また総係費におきまして、人事異動により人件費を107万4千円増額したことによるものでございます。続いて第3条、予算第4条本文括弧書中、不足する額1億3,325万5千円を不足する額1億3,305万7千円に、過年度分損益勘定留保資金1億1,152万8千円を過年度分損益勘定留保資金1億1,133万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。内容でございます。まず、収入でございますが、1款6項他会計出資金を700万円減額し、1,300万円とし、収入合計を4億125万4千円とするものでございます。次に支出でございます。1款1項建設改良費を719万8千円減額し、4億1,246万8千円とし、支出合計を5億3,431万1千円とするものでございます。減少の要因といたしましては、技術職員1名減による人件費の減額によるも

のでございます。なお、工事に伴う設計調査費が不足する見込みであるため、委託料を 300 万円増額いたしますが、その同額分を水道管移設工事負担金から減額をしております。続いて第 4 条、予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を 612 万 4 千円減額し、4,985 万 2 千円とするものでございます。第 5 条、予算第 10 条本文中の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額、1 億 1,600 万円を 1 億 2,200 万円に改める。令和元年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16 番 三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） 一般会計補正予算第 3 号のページ、17 ページ財産管理費についてちょっとお尋ねをいたします。あかがね区の支障木材伐採撤去委託料が 37 万 4 千円になっておるんですが、このボリュームといいますか、何にいくらいつての概算なんでしょうか。お尋ねします。

○議長（中島博志） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。これにつきましては、桜の伐採工ということになります。これにつきましては、伐採といたしまして 9 万 4 千円、あと、交通誘導員が 2 万 1,800 円、そして鉄板養生の手間といいますか、これが 1 万円、あとクレーン車、これが 5 万 6 千円、伐採の運搬処分費、これが 6 万円、そしてあと諸雑費といたしましてチェーンソー等の油の等ですね、の経費でございますが、これが 2 万円ということで、あとは諸経費でございます。以上でございます。

○議長（中島博志） 16 番 三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） 本案に反対するわけではございません。結構でございますが、じゃあ関連して大南町民広場がございますよね。あそこにはポプラの木、そして銀杏の木があります。これが、電線に全部もう上にオーバーしとんですね。これも当然除けなければ、撤去しなければ、あれがもし電線に触れて切れるとかなりの被害が出ようと思います。どうか一度、現場を見てできれば撤去作業をしていただくように要望しておきます。以上、終わります。

○議長（中島博志） 他にご質疑等ございませんか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第 47 号から議案第 51 号までの 5 件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号から議案第 51 号までの 5 件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、9 月 13 日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第 19 認定第 1 号 平成 30 年度砥部町一般会計決算認定について

日程第 20 認定第 2 号 平成 30 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

- 日程第 21 認定第 3 号 平成 30 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 22 認定第 4 号 平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
- 日程第 23 認定第 5 号 平成 30 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について
- 日程第 24 認定第 6 号 平成 30 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について
- 日程第 25 認定第 7 号 平成 30 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第 26 認定第 8 号 平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について
- 日程第 27 認定第 9 号 平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第 28 認定第 10 号 平成 30 年度砥部町水道事業会計決算認定について

(説明・質疑・決算特別委員会付託)

○議長(中島博志) 日程第 19、認定第 1 号、平成 30 年度砥部町一般会計決算認定についてから日程第 28、認定第 10 号、平成 30 年度砥部町水道事業会計決算認定についてまでの 10 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。門田会計管理者。

○会計管理者(門田巧) それでは、認定第 1 号から認定第 10 号までの平成 30 年度一般会計、特別会計並びに企業会計の決算認定についてご説明いたします。地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。決算認定につきましては、今年も決算特別委員会を設置して、ご審議いただけたらとお伺いしておりますので、先に配布させていただいております、議案概要での説明とさせていただきます。それでは、議案概要の 5 ページをご覧ください。認定第 1 号、平成 30 年度砥部町一般会計決算認定についてご説明いたします。歳入 92 億 3,821 万 1 千円、歳出 85 億 5,662 万 4 千円、差引額が 6 億 8,158 万 7 千円となっております。継続費通次繰越額が 2 件の事業の繰越で 6,776 万 2 千円、繰越明許費繰越額が 17 件の事業の繰越で 4,566 万 6 千円となっており、実質収支額は 5 億 6,815 万 9 千円となっております。続きまして、認定第 2 号、平成 30 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定についてご説明いたします。まず、事業勘定でございますが、歳入 27 億 4,876 万 7 千円、歳出 23 億 8,619 万 8 千円、差引、実質収支とも 3 億 6,256 万 9 千円となっております。次に直営診療施設勘定でございますが、歳入 5,928 万 1 千円、歳出 5,920 万 1 千円、差引、実質収支とも 8 万円となっております。6 ページをご覧ください。続きまして、認定第 3 号、平成 30 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 2 億 5,830 万 5 千円、歳出 2 億 5,114 万 2 千円、差引、実質収支とも 716 万 3 千円となっております。続きまして、認定第 4 号、平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定についてご説明いたします。まず、保険事業勘定でございますが、歳入 22 億 7,889 万円、歳出 21 億 5,862 万 9 千円、差引、実質収支とも 1 億 2,026 万 1 千円となっております。次に介護サービス事業勘定でございますが、歳入 4,718 万 7 千円、歳出 4,504 万円、差引、実質収支とも 214 万 7 千円となっております。続きまして、認定第 5 号、平成 30 年度砥部町とべの館特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 4,993 万 9 千円、歳出 3,750 万 7 千円、差引、実質収支とも 1,243 万 2 千円となっております。続きまして、認定第 6 号、平成 30 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入 5,122 万円、歳出 4,853 万円、差引、実質収支とも 269 万円となっております。続きまして、

認定第7号、平成30年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入3,159万8千円、歳出3,156万円、差引、実質収支とも3万8千円となっております。続きまして、認定第8号、平成30年度砥部町浄化槽特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入9,288万8千円、歳出7,180万8千円、差引、実質収支とも2,108万円となっております。7ページをご覧ください。続きまして、認定第9号、平成30年度砥部町公共下水道事業会計決算認定についてご説明いたします。収益的收入2億9,439万9千円、収益的支出2億7,397万7千円、資本的收入4億4,837万円、資本的支出5億9,054万6千円となっております。続きまして、認定第10号、平成30年度砥部町水道事業会計決算認定についてご説明いたします。収益的收入3億3,734万9千円、収益的支出3億2,245万5千円、資本的收入1億7,454万1千円、資本的支出2億6,209万5千円となっております。以上で、平成30年度各会計の決算認定の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島博志）　ここで監査決算審査の報告を、影浦代表監査委員が行います。影浦代表監査委員。

○代表監査委員（影浦浩二）　決算審査のご報告を申し上げます。町長から審査に付されました、平成30年度砥部町一般会計、各特別会計、公共下水道事業会計及び水道事業会計の決算並びに定額資金運用基金の運用状況について、山口委員とともに、去る7月29日、8月2日及び5日の3日間、審査を実施いたしました。審査にあたっては、担当課・事務局より予算執行の状況や事務事業の実績等の説明を求め、歳入歳出決算書と関係帳簿や証拠書類の照合・確認を行いました。審査の結果、各会計の決算は、いずれの諸表も適正に表示され、計数的にも正確であり、予算の執行、財産の管理につきましても、概ね適正になされているものと認められました。まず、一般会計については、計画的・効率的な行財政運営に努められ、良好な状況であったと見受けられます。主要財源である町税収入は、企業の増収による法人町民税の増加等により、前年対比で2.3%、約4,600万円の増となっております。徴収率につきましても、県内比較でも高い水準維持しており、担当職員の不断努力の賜物と評価するところであります。今後とも、公平且つ公正な課税と徴収に努めていただきたいと思います。各施設・設備等の適正な維持管理に関し、適切な配慮がなされておりますが、維持管理に係る経費について、その妥当性を様々な観点から継続的に検討されることを望みます。特に、電算システムの維持管理費用に関して、愛媛県も参画する自治体クラウド・ワーキンググループが設置され、共同システムの開発に向けて検討が始められたところでありますが、各市町、それぞれ提案内容が異なり、解決すべき課題は山積されておりますが、引き続き共同システムの利用実現に努められ、コスト削減の体制づくりに繋げて頂きたいと思います。美化センターについては、施設の耐用年数も経過し、大規模な改修が必要となっており、高額な運営費を要しております。今後の方向性について、広域化を含め慎重に協議されることを期待いたします。施設の指定管理に関し、今年度末に契約更新となる施設があり、次期受託業者を選定することになりますが、その選定に当たっては、企画書等を参考に慎重な対応をお願いしたいと思います。特別会計については、各会計とも実質収支において黒字を確保しているものの、厳しい運営状況が伺えます。特に、とべ温泉については、当年に限らず、



将来的にも一般会計から相当程度の繰入が必要になると推察されるところであります。多方面からの慎重な判断をお願いしたいと思います。今後とも、それぞれの部署で、チェック体制が十分に機能するよう配意され、適正な制度運営に努められることを期待いたします。次に、公共下水道事業会計については、適正な入札執行などにより経費の削減に努められており、概ね良好な経営状況であると見受けられました。今後も、多額の経費の投入を見込まれますので、さらに徹底した経費の節減とともに、接続率の向上に不断の努力が払われることを期待いたします。また、水道事業会計については、堅実な運営に努められ、良好な状況であったと見受けられます。安定した水源の確保と、より安心安全な飲料水を供給するために、今後も、老朽化施設の改修など適正な事業の推進に努めていただきたいと思います。最後に、定額資金運用基金の運用状況について、対象は砥部町奨学基金であります。設置の目的に沿って適正に運用されているものと認められました。引き続き、適正な運用に努めていただきたいと思います。本町におきましては、今後とも、あらゆる分野において、必要性和妥当性を常に意識され、有効かつ効率的な執行に取り組まれますとともに、目的を持った資金の確保に努められ、中長期財政計画に沿った適正な財政運営の推進を図り、住民福祉がより一層増進されることを期待いたします。その他詳細につきましては、審査意見書により、ご了承をいただきたいと思います。これで、審査意見の報告を終わります。

○議長（中島博志） 説明と報告が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。「質疑なし」

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第10号までの決算認定10件については、監査委員を除く15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第10号までの決算認定10件については、15人の委員の構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました、決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午前 11 時 42 分 休憩

午前 11 時 43 分 再開

○議長（中島博志） 再開します。

決算特別委員会正副委員長の互選結果が、議長の手元にまいりましたので報告します。決算特別委員会委員長に松崎浩司君が、副委員長に東勝一君が互選されました。ご協力の程、よろしくお願いいたします。決算特別委員会に付託しました、議案の審査報告については、12 月定例会本会議でお願いします。

~~~~~

日程第 29 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 30 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第 29、諮問第 2 号及び日程第 30、諮問第 3 号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題とします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。令和元年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町北川毛 491 番地、氏名、金井宏之、生年月日、昭和 27 年 4 月 15 日。提案理由、金井宏之委員は、令和元年 12 月 31 日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため、提案するものでございます。続きまして、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。令和元年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町麻生 393 番地、氏名、佐野洋子、生年月日、昭和 26 年 5 月 27 日。提案理由でございますが、佐野洋子委員は、令和元年 12 月 31 日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため、提案するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は、1 件ごとに行います。諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

諮問第 2 号の採決を行います。本件は、適任であると答申することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中島博志） ご起立多数です。ご着席ください。

よって諮問第2号は、適任であると答申することに決定しました。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

諮問第3号の採決を行います。本件は、適任であると答申することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（中島博志） 起立多数です。ご着席ください。

よって諮問第3号は、適任であると答申することに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時47分 散会

令和元年第3回砥部町議会定例会（第3日） 会議録

招 集 年 月 日	令和元年 9 月 13 日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和元年 9 月 13 日 午前 9 時 30 分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 柿本 正 2 番 佐々木公博 3 番 原田公夫 4 番 東 勝一 5 番 菊池伸二 6 番 佐々木隆雄 7 番 森永茂男 8 番 松崎浩司 9 番 大平弘子 10 番 西岡利昌 11 番 政岡洋三郎 12 番 山口元之 13 番 井上洋一 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好			
欠 席 議 員	なし			
地 方 自 治 法 第 121 条第 1 項 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 佐川秀紀 副町長 上田文雄 教育長 武智省三 総務課長 相原清志 企画財政課長 大江章吾 地域振興課長 岡田洋志 戸籍税務課長補佐 土居 透 保険健康課長 池田晃一 介護福祉課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 建設課長 門田 作 農林課長 大内 均 生活環境課長 田中克典 上下水道課長 伊達定真 会計管理者 門田 巧 広田支所長 高橋 桂 学校教育課長 門田敬三 社会教育課長 町田忠彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 前田正則 局長補佐 楠 耕一		
傍 聴 者	1 人			

令和元年第3回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第 1 議案第 40 号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第 41 号 砥部町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について
- 日程第 3 議案第 42 号 砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 43 号 砥部町保育所条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 44 号 砥部町広田保育所条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 45 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 46 号 砥部町消防団条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 47 号 令和元年度砥部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 48 号 令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 議案第 49 号 令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第 50 号 令和元年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 議案第 51 号 令和元年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 13 議員派遣

・閉 会

令和元年第3回砥部町議会定例会

令和元年9月13日（金）

午前9時30分開議

○議長（中島博志） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第40号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第1、議案第40号、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。井上総務常任委員長。

○総務常任委員長（井上洋一） 総務常任委員会に付託されました、議案第40号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第40号、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正については、住民基本台帳法施行令の一部改正により、所要の改正を行うものです。改正の主な内容は、氏の変更があった者が、住民票に旧氏の記載を求めることができるようになったことに伴い、印鑑登録証明事務においても、旧氏による印鑑登録ができるようにするとともに、性的少数者等の人権に配慮し、性別欄を削除するものです。なお附則において、この条例は、令和元年11月5日から施行するとしています。この、改正内容は適正と認められ、よって、議案第40号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第41号 砥部町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第2、議案第41号、砥部町職員の分限に関する手続及び効果に関

する条例等の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。井上総務常任委員長。

○総務常任委員長（井上洋一） 総務常任委員会に付託されました、議案第 41 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 41 号、砥部町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正については、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、不当に差別されることがないように、欠格条項を設けている各制度の適正化を図るため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、地方公務員法の一部が改正され、条例の引用条文の内容にずれが生じたこと等により、文言整理を行うものです。関係する条例、砥部町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、砥部町職員の給与に関する条例、砥部町職員の旅費に関する条例の 3 条例の一部改正を行っています。なお附則において、この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日、令和元年 12 月 14 日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第 41 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第 3 議案第 42 号 砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について (厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第 3、議案第 42 号、砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 42 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 42 号、砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、償還金の支払い猶予等について必要な措置を講じるため、所要の改正を行うもので、その主な内容につきましては、法律及び施行令の一部改正により、引用条文の内容にず

れが生じたため、文言整理を行うとともに、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会の設置に係る規定を追加しております。なお、この附則においては、この条例は、公布の日から施行することとし、併せて、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正を行います。災害弔慰金等支給審査委員の報酬は、日額1万5,000円と定めております。この内容は適正と認められ、よって、議案第42号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第43号 砥部町保育所条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第4、議案第43号、砥部町保育所条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第43号につきまして、審査の結果をご報告申し上げます。議案第43号、砥部町保育所条例の一部改正につきましては、10月からの幼児教育・保育無償化の実施にあたり、町立保育所で実施する延長保育事業に係る保育料の改正を行うもので、改正の内容につきましては、1箇所2,500円を、午前7時30分から午前8時30分まで1回当たり150円、午後4時30分から午後6時30分まで1時間当たり150円、午後6時30分から午後7時まで1回当たり150円とするものでございます。なお、附則につきましては、この条例は、令和元年10月1日から施行するとしております。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第43号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第 44 号 砥部町広田保育所条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第 5、議案第 44 号、砥部町広田保育所条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 44 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 44 号、砥部町広田保育所条例の一部改正につきましましては、10 月から幼児教育・保育無償化の実施に合わせ、広田保育所を平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度に移行するため、保育料及び延長保育事業などの規定を改正するもので、改正の主な内容は、現行の保育料基準表を削除するとともに、延長保育事業の規定を追加しております。また、保育料基準表については、砥部町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める規則において定めるとしてしております。なお、附則においては、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行するとしております。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第 44 号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 6 議案第 45 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第6、議案第45号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第45号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第45号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の規定を改正するものでございます。改正の主な内容は、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務を緩和するとともに、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業者の自園調理の原則の適用を猶予する経過措置を10年としております。さらに、家庭的保育事業者の連携施設の確保に係る経過措置を5年から10年に拡大しています。なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するとしております。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第45号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第7 議案第46号 砥部町消防団条例の一部改正について

### (総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第7、議案第46号、砥部町消防団条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。井上総務常任委員長。

○総務常任委員長（井上洋一） 総務常任委員会に付託されました、議案第46号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第46号、砥部町消防団条例の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行うもので、改正の主な内容は、消防団員となる者の欠格事

項から、成年被後見人又は被保佐人の号を削除するとともに、文言整理を行っています。なお附則において、この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日、令和元年12月14日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第46号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第47号 令和元年度砥部町一般会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第48号 令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第49号 令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第50号 令和元年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第51号 令和元年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 日程第8、議案第47号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第3号から日程第12、議案第51号、令和元年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号までの5件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。井上総務常任委員長。

○総務常任委員長（井上洋一） 総務常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第47号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第3号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費関係では、宮内区及び川下区が行う有線放送施設整備事業の一部を補助するため、補助金を56万7千円追加、旧砥部老人憩いの家の解体を行うため、工事請負費を739万9千円追加しています。また、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策の導入に向けた環境整備事業の関連経費を185万8千円追加しています。この事業は、全額、国庫支出金で賄っています。徴税費関係では、法人町民税において、確定申告により過誤納還付金が生じたため、償還金利子及び割引料を410万4千円追加しています。その他、人件費の補正がなされています。次に、

歳入については、地方特例交付金を 2,200 万円増額、分担金及び負担金を 355 万 9 千円増額、国庫支出金を 781 万円増額、県支出金を 229 万 3 千円増額、繰越金を 5,432 万 2 千円増額しています。以上、適正な補正と認められ、よって、議案第 47 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算 3 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 47 号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第 3 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、衛生費、保健衛生費関係では、聖浄苑建物改築工事に伴う伊予消防等事務組合への負担金を 228 万 4 千円追加しています。清掃費関係では、美化センターの修繕料に不足が見込まれるため、需用費を 457 万 2 千円追加、千里埋立処分場の遮水シートを修繕するため、需用費を 57 万 8 千円追加しています。農林水産業費、農業費関係では、えひめ中央農業協同組合堀江選果場に軟弱果物に対応した品質評価機能向上ラインを整備するため、負担金を 333 万 5 千円追加しています。商工費関係では、県窯業技術センターの新築に伴い、県と協力し実施する海外陶芸家招致事業に係る旅費を 29 万 4 千円追加しています。土木費、道路橋りょう費関係では、町道の補修工事費を 2,950 万円追加しています。また、町道日の出広瀬線の県道久谷森松停車場線との交差部を改良するため、工事請負費等関係経費を 3,700 万円追加しています。都市計画費関係では、公共下水道事業会計の、汚泥処分料の増加に伴い、補助金を 600 万円追加し、人件費の減額に伴い、出資金を 700 万円減額しています。また、指定管理期間が今年度で満了することに伴い、今年度中に業者選定を行う必要があるため、指定管理委託料に対する債務負担行為を設定しています。期間はいずれも、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で、限度額は、農村工芸体験館に対する債務負担 522 万円、峡の館に対する債務負担 1,476 万円、交流ふるさと研修の宿に対する債務負担 252 万円です。そのほか、人件費の補正がなされています。次に、議案第 50 号、令和元年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 1 号は、歳入歳出それぞれ 909 万 8 千円の減額補正で、その内容は、職員 1 名の減による人件費のみの減額です。次に、議案第 51 号、令和元年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 1 号は、収益的収入及び支出の予定額を、収入では 612 万円追加し、3 億 2,073 万円に、支出では、720 万 2 千円を追加し、3 億 132 万 7 千円に改めています。支出の内容は、汚泥の処分方法を堆肥化から焼却に変更したことにより処分委託料を 612 万 8 千円追加、人件費を 107 万 4 千円追加しています。また、資本金的収入及び支出の予定額を、収入では、700 万円減額し、4 億 125 万 4 千円に、支出では 719 万 8 千円減額し、5 億 3,431 万 1 千円に改めています。支出の主な内訳は、職員 1 名減により人件費を 719 万 8 千円減額しています。また、職員給与費を 612 万 4 千円減額し、4,985 万 2 千円に改めています。一般会計から受ける補助の金額を 600 万円追加し 1 億 2,200 万円に改めています。いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第 47 号、第 50 号及び第 51 号の 3 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 続いて、平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男）　ご報告申し上げます。厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算3件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第47号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第3号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係では、国民健康保険事業特別会計の人件費の補正に伴い、施設勘定への繰出金を543万7千円追加しております。児童福祉費関係では、幼児教育・保育無償化に伴って、新制度への移行していない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用料を無償化するため、子育てのための施設等利用給付費負担金を838万8千円追加しております。この財源としましては、国庫支出金を419万4千円、県支出金を209万7千円充てております。旧給食センター跡地から宮内保育所までの間、児童を安全に送迎できるよう整備するために、関係経費を114万9千円追加しております。教育費、小学校費関係では、麻生小学校の大プールを改修するため、工事請負費を1,289万2千円を追加しております。保健体育費関係では、人事異動で調理員が1人減少したことにより、臨時調理員を雇用したため臨時雇い賃金を129万7千円追加しております。また、債務負担行為の追加では、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務委託料に対する債務負担を、令和2年度までで、291万7千円、文化会館及び図書館の指定管理委託料に対する債務負担を、令和2年度から令和6年度までの5年間で、3億4,885万円、陶街道ゆとり公園及び田ノ浦町民広場の指定管理委託料に対する債務負担を、令和2年度から令和6年度までの5年間で、1,180万5千円を指定しております。変更では、小学校教育用パソコン及びソフトウェア借り上げ料に対する債務負担の限度額を881万8千円増額し、8,523万8千円に、中学校教育用パソコン及びソフトウェア借り上げ料に対する債務負担の限度額を275万3千円増額し、2,660万6千円に変更しております。そのほか、人件費の補正がなされております。次に、議案第48号、令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、事業勘定は、歳入歳出それぞれ999万円追加し、歳入歳出それぞれの総額を24億7,151万5千円としております。歳出の主なものは、平成30年度保険給付費等交付金について、精算等に伴う超過交付分を返還するため、償還金を971万3千円追加しております。次に、直営診療施設勘定は、歳入歳出それぞれ543万7千円追加し、歳入歳出それぞれの総額を6,507万3千円としております。歳出の内容は、人件費のみの補正で、全額、一般会計からの繰入金でまかなっております。次に、議案第49号、令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号は、保険事業勘定のみの補正で、歳入歳出それぞれ1億2,077万5千円追加し、歳入歳出それぞれの総額を23億6,517万4千円としております。歳出の内容は、介護保険事業運営基金積立金を8,798万7千円追加し、平成30年度に過払いとなった国庫負担金を返還するため、償還金を3,278万8千円追加しております。これらの財源として、支払基金交付金を51万4千円、繰越金を1億2,026万1千円を充てております。また、一般会計と同様に債務負担行為の追加を行い、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務委託料に対する債務負担を、令和2年度までで291万7千円設定をしております。いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第47号、第48号及び第49号の3議案については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。6番、佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 議案の第47号で、一般会計に関するところで、総務常任委員会の井上委員長にお尋ねいたします。マイナンバーカードの活用した自治体ポイントによる、消費活性化政策の導入に向けた環境整備を行うために、関係経費185万8千円を追加というふうなことで、報告があったんですが、たまたまあの、この事業はですね、事前に全員協議会でも私どもに案内もありまして、で、その時にもいろいろ議員の皆さんで検討した経過がございました。その時に、説明ではですね、町内の業者さんというふうなことだったと思うんですけども、その後国の方がもっと範囲を広げるというふうなことですね、町内に限らなくともいいというふうなことでちょっと、あの、報道がされたかなと思うんですけども、そうなってくると、国の方の出すお金が相当まあ、増えてくるというふうなことにもなってくるんだと思うんですけども、そのへんについて、この委員会では何か議論がされたんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中島博志） 13番井上洋一君。

○13番（井上洋一） ただいま佐々木議員の質疑でございますが、総務委員会ではその件についての議論はございませんでした。私どもも、全員協議会での報告としては、この個人番号カードに関しての、全額、国の補助金185万8千円を充当するということであって、利用店舗についても町内で募集をかけて、町内でまあ、使用するというような報告だったので、その後変わったかどうかは理事者側に答弁を受けたいと思います。以上です。

○議長（中島博志） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 佐々木議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。総務常任委員会です、あの、今おっしゃるような説明をさせていただきました。というのが9月2日の愛媛新聞です、政府では今までの考え方を大きく変換するというようなことを柱として考えておる記事が出ております。県にそのことにつきまして確認を私どもで行いました。ですが、あくまで決定したものではなくて、まだあの、検討段階であるというふうなことでございます。で、本人認証ポイント管理につきましては、先ほど言いました、マイナンバーカードシステムを使用して行う点というのは変わっておりませんけれども、ご承知のとおり民間のスマートフォン決済事業などとですね、連携をするというふうな方向に変えるというふうなことでございます。で、この内容につきましては、まだ先ほど申しましたとおり、国が一案として考えているということで、まあおそらく国の方に続くのか、どうなの、前に変わるのかというのはまだ今の段階ではですね、確定したお答えはすることはできません。まあそういうことで、予算に関しましてもですね、今の段階では増えるものなのか、減るものなのか、そのあたりもですね、わかりませんので、今は国の動向をですね、見守っているというふうな状況でございます。以上でございます。

○議長（中島博志） 他に質疑ありませんか。質疑を終わります。

討論及び採決は1件ごとに行います。議案第47号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第 47 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 48 号、令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第 48 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 49 号、令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第 49 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 50 号、令和元年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第 50 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 51 号、令和元年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第 51 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第 13 議員派遣

○議長（中島博志） 日程第 13、議員派遣を議題とします。

お諮りします。10 月 16 日に徳島県で開催される第 60 回四国地区町村議会議長会研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

お諮りします。各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長、あいさつを願います。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、ご多忙のなか、9 月 5 日から本日までの 9 日間にわたり、連日、終始熱心にご審議を賜り、継続審議となりました決算認定を除き、ご議決くださいましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。これから、令和 2 年度予算の編成時期を迎えますが、引き続き健全財政を堅持するため、鋭意努力してまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご鞭撻をお願いを申し上げます。まだまだ残暑厳しい中ではございますが、朝夕めっきり涼しくなり、寒暖の差が激しい季節となってまいりました。議員の皆様には、くれぐれも健康にはご留意いただき、町政の進展、地域の発展に、より一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉



会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中島博志） 以上をもって、令和元年第3回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時18分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

# 資 料

令和元年9月6日

決算特別委員会 委員名簿

| 役 職     | 氏 名     |
|---------|---------|
| 委 員 長   | 松 崎 浩 司 |
| 副 委 員 長 | 東 勝 一   |
| 委 員     | 柿 本 正   |
| 委 員     | 佐々木 公 博 |
| 委 員     | 原 田 公 夫 |
| 委 員     | 菊 池 伸 二 |
| 委 員     | 佐々木 隆 雄 |
| 委 員     | 森 永 茂 男 |
| 委 員     | 大 平 弘 子 |
| 委 員     | 面 岡 利 昌 |
| 委 員     | 政 岡 洋三郎 |
| 委 員     | 井 上 洋 一 |
| 委 員     | 中 島 博 志 |
| 委 員     | 平 岡 文 男 |
| 委 員     | 三 谷 喜 好 |